

滋賀県地域防災計画

(原子力災害対策編)

滋賀県防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第1 滋賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画.....	1
第2 滋賀県地域防災計画各編との整合性.....	1
第3 計画の修正.....	1
第4 市町地域防災計画との関係.....	2
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の修正に際し遵守すべき指針.....	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等.....	2
第1 滋賀県の地域特性等	2
第2 前提となる事態の想定等	4
第3 予測される影響等	5
第4 琵琶湖への影響予測	6
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲.....	7
第7節 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）	8
第1 基本的な考え方	8
第2 具体的な基準	9
第8節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置	10
第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱	10
第10節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策	16
第2章 災害事前対策	17
第1節 基本方針	17
第2節 原子力事業者の防災業務の把握.....	17
第1 原子力事業者防災業務計画に関する協議.....	17
第2 防災要員の現況等の届出の受理.....	17
第3 平常時の安全対策	18
第3節 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携.....	18
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	18
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備.....	19

第1	情報の収集・連絡体制の整備	19
第2	情報の分析整理	21
第3	通信手段の確保	21
第6節	災害応急体制の整備	22
第1	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	22
第2	長期化に備えた動員体制の整備	25
第3	防災関係機関相互の連携体制	25
第4	警察災害派遣隊	25
第5	消防の相互応援体制および緊急消防援助隊	25
第6	自衛隊との連携体制	25
第7	原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制	25
第8	広域的応援協力体制	26
第9	モニタリング体制等	26
第10	専門家の確保等	27
第11	複合災害に備えた体制の整備	27
第12	人材および防災資機材の確保等に係る連携	28
第7節	避難収容活動体制の整備	28
第1	避難計画の作成	28
第2	避難所等の整備等	28
第3	要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	29
第4	学校等施設における避難計画の整備	30
第5	不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	30
第6	住民等の避難状況の確認体制の整備	30
第7	居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備	30
第8	警戒区域を設定する場合の計画の策定	30
第9	避難所等・避難方法等の周知	30
第8節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	30
第1	飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	31
第2	飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	31
第9節	災害警備実施体制の整備	31
第1	多様な情報収集・伝達システムの整備	31

第2	原子力災害警備に必要な車両・装備資機材の整備	31
第3	治安対策に必要な態勢の整備	31
第4	地域住民に対する情報提供等	31
第5	サイバー犯罪に対する体制の整備	32
第6	行方不明者の捜索体制等の整備	32
第7	関係機関・団体等との連携	32
第10節	緊急輸送活動体制の整備	32
第1	専門家の移送体制の整備	32
第2	緊急輸送路の確保体制等の整備	32
第11節	救助・救急、医療および防護資機材等の整備	33
第1	救助・救急活動用資機材の整備	33
第2	救助・救急機能の強化	33
第3	医療活動用資機材および原子力災害医療体制等の整備	33
第4	安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	35
第5	緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備	35
第12節	住民等への情報伝達・相談体制の整備	36
第1	情報提供項目	36
第2	情報伝達体制、通信網、通信設備の整備	36
第3	要配慮者への情報伝達	36
第4	メディアの活用	36
第5	相談窓口の整備	36
第13節	住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有および国際的な情報発信	37
第14節	行政機関の業務継続計画の策定	38
第15節	緊急事態応急対策に従事する者の人材育成	38
第16節	防災訓練の実施等	39
第1	訓練計画の策定および実施	39
第2	総合的な防災訓練への参加	39
第3	実践的な訓練の実施と事後評価	39
第17節	放射性物質等の運搬中の事故に対する対応	40
第3章	緊急事態応急対策	41
第1節	基本方針	41

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	41
第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	41
第2 応急対策活動情報の連絡等	43
第3 一般回線が使用できない場合の対処	45
第4 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動	45
第5 地震発生時の連絡等	46
第3節 活動体制の確立	47
第1 動員体制	47
第2 情報収集事態【フェーズ1】における活動体制	48
第3 警戒事態【フェーズ2】における活動体制	48
第4 施設敷地緊急事態【フェーズ3】における活動体制	49
第5 全面緊急事態【フェーズ4】における活動体制	49
第6 原子力災害合同対策協議会への出席等	49
第7 専門的支援の要請	50
第8 応援要請および職員の派遣要請等	50
第9 自衛隊原子力災害派遣要請計画	50
第10 原子力被災者生活支援チームとの連携	53
第11 原子力事業者との連携	53
第12 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保	54
第4節 住民等への情報伝達・相談活動	54
第1 住民等への情報伝達活動	54
第2 住民等からの問い合わせに対する対応	55
第3 風評被害対策	56
第5節 避難、屋内退避等の防護措置	56
第1 計画の方針	56
第2 防護措置基準	57
第3 避難、屋内退避等の防護措置の実施主体	59
第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施	59
第5 避難所等	61
第6 広域一時滞在	62
第7 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施	63
第8 安定ヨウ素剤の予防服用	63

第9 要配慮者への配慮	63
第10 学校等施設における避難措置	64
第11 不特定多数の者が利用する施設における避難措置.....	64
第12 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置.....	64
第13 飲食物および生活必需品の供給	64
第14 放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応	64
第6節 緊急輸送活動	65
第1 緊急輸送活動	65
第2 緊急輸送のための交通確保	65
第7節 飲食物の摂取制限等	66
第8節 救助・救急対策計画	66
第1 計画の方針.....	66
第2 陸上における救助・救急および火災予防対策.....	66
第3 空からの救助・救急対策	67
第4 活動調整会議の設置	67
第9節 原子力災害医療計画	68
第1 計画の方針.....	68
第2 原子力災害医療体制	68
第3 原子力災害医療措置	70
第10節 災害警備の実施.....	71
第1 事前の措置.....	71
第2 警戒区域等の周知	71
第3 要配慮者等住民の避難誘導.....	71
第4 要配慮者等住民の救出・救助	71
第5 行方不明者の搜索	71
第6 検視活動および遺族支援等.....	72
第7 治安の確保.....	72
第8 情報通信の確保	72
第9 交通対策	72
第10 災害警備に伴う被ばく管理.....	73
第11 複合災害への対応	73
第11節 自発的支援の受入れ等	74

第1	ボランティアの受入れ等	74
第2	義援金品の受入れ	74
第12節	行政機関の業務継続に係る措置	74
第1	避難先への退避	74
第2	業務の継続	74
第3	市町業務継続のための支援	74
第4章	原子力災害中長期対策	75
第1節	基本方針	75
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	75
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	75
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	75
第5節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	75
第6節	影響調査の実施等	75
第1	災害地域住民の記録	75
第2	影響調査の実施	75
第3	災害対策措置状況等の記録	76
第7節	被災者等の生活再建等の支援	76
第8節	風評被害等の影響の軽減	76
第9節	被災中小企業等に対する支援	76
第10節	心身の健康相談体制の整備	76
第11節	物価の監視	77
第12節	各種制限措置の解除	77
第13節	治安の確保および交通対策の中長期的対応	77
第1	治安対策	77
第2	復旧・復興事業からの暴力団排除	77
第3	交通対策	77
(別添1)	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について	78
(別添2)	各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	90
用語集		96

第1章 総則

第1節 計画の目的

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）および原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、福井県に所在する原子力事業所において、原子力事業者の原子炉の運転等に伴い放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって、住民等の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。
- 2 1に掲げる原子力事業所以外の原子力事業所における放射性物質または放射線の異常な水準での事業所外への放出および核燃料物質等の輸送中における放射性物質または放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する。

第2節 計画の性格

（知事公室）

第1 滋賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、原子力災害の特殊性を踏まえた、滋賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等の防災関係機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように緊密に連携を図った上で作成したものである。

県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても、対処しうるよう柔軟な体制を整備するものとする。

なお、この計画は主として発災後の短期的な原子力災害対策を講じるため作成したものであり、中長期的な視野での総合的な対策については、福島第一原子力発電所事故の検証など新たな知見および原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の見直しの内容を踏まえ今後検討する。

第2 滋賀県地域防災計画各編との整合性

この計画は、「滋賀県地域防災計画」の原子力災害対策編として整理するものであり、この計画に定めのない事項については、「滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）」によるものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正や、原子力災害対策指針の改定が行われた場合、地域防災計画または県の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを修正する。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は、修正事項を滋賀県防災会議に提出するものとする。

第4 市町地域防災計画との関係

市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成または修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町の原子力災害対策編の作成または修正に協力するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町、指定行政機関、指定公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、県民への周知を図る。また、各機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等

この計画の作成および修正ならびにこの計画に基づく防災対策の実施は、以下の災害想定に基づくものとする。

第1 滋賀県の地域特性等

1 周辺地域における原子力事業所の立地状況

滋賀県北部と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子力施設が設置されている。

また、滋賀県境から最も近い日本原子力発電株式会社の敦賀発電所までの距離は、最短で約13kmの位置関係にある。

2 気象

福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約40%）、次いで北から北北西の風が多く（約25%）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約60%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約50%の割合で吹いている。平均風速は、平年値（1991年～2020年）で4.1m/sである。

福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約30%を占める。夏期は東から東南東の風が約25%と最も多く、北西の風は10%程度となっている。

（気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀1988年2月～2024年12月、今津および長浜1978年11月～2024年12月）

3 琵琶湖

県のほぼ中央に位置する琵琶湖は、約 400 万年の歴史と 60 種類以上の固有種に代表される豊かな生態系を有する、世界有数の古代湖である。

また、近畿 1,450 万人の重要な水資源となっている。

県は、琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐため、琵琶湖の持つ多面的な価値を守り育て、活用することを通じて、健全な生態系および安全・安心な水環境の確保等を目指している。

■ 計画の対象となる原子力事業所

事業所名	敦賀発電所		新型転換炉原型炉 ふげん	高速増殖原型炉 もんじゅ
事業者名	日本原子力発電 株式会社		国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構
所在地	敦賀市明神町 1		敦賀市明神町 3	敦賀市白木 2 - 1
設置番号	1 号炉	2 号炉	—	—
炉型	沸騰水型軽水炉 (BWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)
熱出力	107.0 万 kW	342.3 万 kW	55.7 万 kW	71.4 万 kW
電気出力	35.7 万 kW	116.0 万 kW	16.5 万 kW	28.0 万 kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	濃縮ウラン燃料ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン混合酸化物 劣化ウラン
燃料装荷 重量	約 52 トン	約 89 トン	—	—
本格運転 開始年月日	S45. 3. 14 H27. 4. 27 運転終了	S62. 2. 17	S54. 3. 20 H15. 3. 29 運転終了	平成 30 年 3 月 28 日に 廃止措置計画認可

事業所名	美浜発電所		
事業者名	関西電力株式会社		
所在地	三方郡美浜町丹生		
設置番号	1 号炉	2 号炉	3 号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 kW
電気出力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW
燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
燃料装荷 重量	約 40 トン	約 48 トン	約 72 トン
本格運転 開始年月日	S45. 11. 28 H27. 4. 27 運転終了	S47. 7. 25 H27. 4. 27 運転終了	S51. 12. 1

事業所名	大飯発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡おおい町大島			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷 重量	約91トン	約91トン	約91トン	約91トン
本格運転 開始年月日	S54.3.27 H30.3.1 運転終了	S54.12.5 H30.3.1 運転終了	H3.12.18	H5.2.2

事業所名	高浜発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム混合酸化 物燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム混合酸化物 燃料
燃料装荷 重量	約72トン	約72トン	約72トン	約72トン
本格運転 開始年月日	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

第2 前提となる事態の想定等

- 1 東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故の原因については、現在、国の原子力規制委員会において究明されているところであり、この地域防災計画の基礎となる原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を決定するため、平成23年度に実施した放射性物質の拡散予測における想定は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、以下の前提条件とした。

なお、事故による放射性物質の放出形態は一様ではなく、事故の態様によって様々なケースが生じ得ることに留意する必要がある。

(1) 放射性物質

国の原子力安全委員会が示した「原子力施設等の防災対策について」(以下「防災指針」という。)においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスおよび揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

(2) 放出量

①キセノン

原子力安全・保安院が平成23年6月6日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる1号機、2号機および、3号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1号機で 3.4×10^{18} Bq (ベクレル)、2号機で 3.5×10^{18} Bq、3号機で 4.4×10^{18} Bqと試算されている。

そこで、放出量は最も放出量の高い3号機の 4.4×10^{18} Bqを用い、この量が1時間で放出されたものとする。

②ヨウ素

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、平成23年5月12日に発表したヨウ素131の大気放出量の試算によると、3月15日の9時から15時までの6時間で 1.0×10^{16} Bq/h (ベクレル/時)の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成23年8月24日、3月12日から15日のヨウ素131の放出率の再推定値が発表され、3月15日7時から10時まで、 2×10^{15} Bq/h程度の放出、13時から17時まで 4×10^{15} Bq/h程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る 2.4×10^{16} Bqが6時間で放出されたものとする。

(3) 放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。

(4) 排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m～73mとする。

(5) 拡散予測を行う日の選定

平成22年(2010年)のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が小さい(～1m/s)日を選定する。

(6) 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率1日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

(7) 被ばく量の計算方法

(6)にて計算された積算線量をもとに、屋外8時間、屋内16時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

第3 予測される影響等

- 1 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)が定められており、PAZの範囲の目安については、原子力施設からおおむね半径5km、UPZの範囲の目安については、原子力施設からおおむね半径30kmとされている。

- 2 放射性物質拡散予測シミュレーションを行った結果は以下のとおりであった。
希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は10mSv(ミリシーベルト)を大きく下回り、
緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。

(1) 日本原子力発電(株)敦賀発電所からの拡散予測シミュレーション

敦賀発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv(旧屋内退避基準)の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から43kmとなった。一方、国際原子力機関:International Atomic Energy Agency(以下「IAEA」という。)が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、16市町におよび、最大距離は敦賀発電所から79kmとなった。

(2) 関西電力(株)美浜発電所からの拡散予測シミュレーション

美浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv(旧屋内退避基準)の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から42kmとなった。一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、18市町におよび、最大距離は美浜発電所から89kmとなった。

(3) 関西電力(株)大飯発電所からの拡散予測シミュレーション

大飯発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv(旧屋内退避基準)の範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から32kmとなった。

一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、高島市、大津市、守山市、野洲市、近江八幡市であり、最大距離は大飯発電所から63kmとなった。

(4) 関西電力(株)高浜発電所からの拡散予測シミュレーション

高浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv(旧屋内退避基準)の範囲となる地域はない。また、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)もない。

このことから日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所での東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径30～50kmの範囲で、甲状腺被ばく等価線量は100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は50mSv～100mSvと予測され、住民は、自宅等への屋内退避を考慮する必要があると判断される。

第4 琵琶湖への影響予測

- 1 滋賀県琵琶湖環境科学研究センターでは、原子力発電所の事故により、県にとって過酷な条件で多量の放射性物質が放出された場合を想定し、原子力防災対

策の検討に資するため、事故時の対応を検討するため、平成24年度から平成25年度にかけて、琵琶湖への影響予測を行った。

- 2 平成23年度に実施した放射性ヨウ素等の拡散予測と同様、福島第一原子力発電所の事故において、最も放出量が多かった平成23年3月15日の状況を想定して、関西電力(株)美浜発電所および同社大飯発電所を放出想定発電所として、ヨウ素131、セシウム137およびセシウム134について、事故後24時間における湖面および流域への沈着量を予測した。予測の対象とした期間は平成22年度～平成24年度であるが、このうち四半期ごとに琵琶湖流域への沈着量が最も多くなる日時を選定し、これを琵琶湖への影響予測を行う日時とした。

その上で、当該期間における沈着量の予測および気象条件をもとに、放射性物質の流域から琵琶湖への流入および琵琶湖内での挙動を予測した。計算期間は水道原水等への比較的短期間の影響を予測するため、放出が生じてから3か月間とした。また琵琶湖水については、より安全側に立って、半減期が約2年と短いセシウム134を、セシウム137（半減期約30年）とみなして、シミュレーションを行った。

なお、前提とした放出量（6時間かけて放出）は以下のとおり。

- ① セシウム137 $2.4 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ② セシウム134 $2.9 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ③ ヨウ素131 $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$

- 3 影響予測を行った結果は以下のとおりであった。

【地表面への沈着】

- ① 福島第一原子力発電所から飯舘村にかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が300万Bq/m²を超える地域が、高島市等で見られた。
- ② 放射性セシウムおよび放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、原子力災害対策指針における防護措置基準（OIL2）に照らして、1週間程度内に一時移転する線量に達した地域が高島市等で見られた。

【琵琶湖水への影響】

琵琶湖表層（水深0～5m）において、最も影響の大きなケースでは、浄水処理前の原水について、本来は浄水処理後の水道水に係る基準である飲食物の摂取制限基準（防護措置基準OIL6）を適用すると、放射性セシウムでは北湖で10日間程度、摂取制限基準である200Bq/kgを超える水域が見られた。放射性ヨウ素では北湖で10日間程度、南湖では7日間程度、摂取制限基準である300Bq/kgを超える水域が見られた。

なお南湖では、北湖に比べて鉛直方向の拡散等の影響が小さいこと等から、事故後数日にわたって濃度が上昇または低減しにくくなるケースも確認された。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力災害対策指針において示されている原子

力発電所に係る原子力災害対策重点区域の範囲のU P Zの目安の距離(原子力施設からおおむね半径30km)や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案し、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲(U P Z)は、別添1のとおりとする。

また、U P Zを包含する市を別表1のとおり長浜市と高島市とする。(以下、長浜市および高島市を「関係周辺市」という。)

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一上記のU P Z以外の地域に影響が及び、または及ぶおそれのある場合は、U P Zで行う災害応急対策に準じて必要な措置を講ずる。

別表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市

事業所名	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市
敦賀発電所(2号炉)	長浜市、高島市
美浜発電所(3号炉)	長浜市、高島市
大飯発電所(3・4号炉)	高島市
高浜発電所	高島市

※敦賀発電所1号炉、美浜発電所1・2号炉、大飯発電所1・2号炉、新型転換炉原型炉ふげんおよび高速増殖原型炉もんじゅは、冷却告示(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へおよびち並びに第十四条の表へおよびちの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示(平成27年12月3日原子力規制委員会告示第14号、平成30年2月15日原子力規制委員会告示第3号、令和2年12月16日原子力規制委員会告示第12号および令和7年5月19日原子力規制委員会告示第4号))によりU P Zが5kmとなったことから、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市はない。

第7節 緊急事態区分および緊急時活動レベル(E A L)

第1 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要であり、原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態および全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国および地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにすることとされている。

また、さらに初期段階の区分として、国の防災基本計画(原子力災害対策編)等では、「情報収集事態」が定められている。

1 情報収集事態

情報収集事態は、防災基本計画(原子力災害対策編)等で規定されているもので、情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会および内閣府は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室および原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとされている。

また、原子力規制委員会は、情報収集事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体（P A Zを含む地方公共団体およびU P Zを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し情報提供を行うとともに、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

2 警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備を開始するとともに、平常時モニタリングを強化する段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

3 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始し、U P Zにおいては、屋内退避の準備を開始する段階であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体および原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集を強化しなければならない。

4 全面緊急事態

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避または最小化するため、および確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階であり、原災法第15条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うべき事態をいう。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国および地方公共団体は、U P Zにおいて、基本的に全ての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Zにおいても、P A Zと同様、避難等の予防的防護措置を講じることが必要となる場合がある。

第2 具体的な基準

原子力災害対策指針では、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成す

る各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）が設定されている。各発電用原子炉の特性および立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めることとされている。

なお、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、別添2「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」のとおりである。

第8節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

- 1 原子力施設からの放射性物質の放出またはそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。
- 2 UPZ内外にかかわらず、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、避難（OIL2に基づく一時移転を含む。）、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。

第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱

原子力防災に関し、県、滋賀県警察本部（以下「県警察」という。）、関係周辺市、関係周辺市以外の市町、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりとする。

- 1 滋賀県
 - (1) 滋賀県防災会議に関する事務
 - (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理
 - (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収
 - (4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携
 - (5) 原子力防災に関する組織の整備
 - (6) 原子力防災に関する知識の普及および情報共有
 - (7) 原子力防災に関する教育・訓練
 - (8) 通信・連絡網の整備
 - (9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備
 - (10) 環境条件の把握
 - (11) 災害状況の把握および伝達
 - (12) 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務
 - (13) 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表
 - (14) 広報
 - (15) 住民の退避・避難、立入制限等
 - (16) 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請

- (17) 緊急時医療措置に関する事務
- (18) 飲食物等の摂取制限等
- (19) 緊急輸送および必要物資の調達
- (20) 飲食物および生活必需品の供給
- (21) 職員の被ばく管理
- (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ
- (23) 災害救助法の適用
- (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分
- (25) 広域応援の要請および受入れ
- (26) ボランティアの受入れ
- (27) 汚染の除去等
- (28) 各種制限措置の解除
- (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (30) 風評被害等の影響の軽減
- (31) 住民相談体制の整備
- (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- (33) 心身の健康相談体制の整備
- (34) 物価の監視
- (35) 関係周辺市およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力
- (36) 関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等

2 県警察

- (1) 周辺住民等への情報伝達
- (2) 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け
- (3) 交通の規制および緊急輸送の支援
- (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- (5) 警察職員の被ばく対策
- (6) その他原子力災害警備に必要な措置

3 関係周辺市

- (1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理
- (2) 原子力防災専門官との連携
- (3) 原子力防災に関する組織の整備
- (4) 原子力防災に関する知識の普及・啓発
- (5) 原子力防災に関する教育・訓練
- (6) 通信・連絡網の整備
- (7) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備
- (8) 環境条件の把握
- (9) 災害状況の把握および伝達
- (10) 災害対策本部等に関する事務
- (11) 緊急時における国、県等との連絡調整
- (12) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力
- (13) 広報
- (14) 退避および避難に関する計画に関すること
- (15) 住民の退避・避難、立入制限、救助等
- (16) 緊急時医療措置に関すること

- (17) 飲食物等の摂取制限等
- (18) 緊急輸送および必要物資の調達
- (19) 飲食物および生活必需品の供給
- (20) 職員の被ばく管理
- (21) 災害救助法の要請
- (22) 義援金、義援物資の受入れおよび配分
- (23) 広域応援の要請および受入れ
- (24) 汚染の除去等
- (25) 各種制限措置の解除
- (26) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (27) 風評被害等の影響の軽減
- (28) 住民相談体制の整備
- (29) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- (30) 心身の健康相談体制の整備
- (31) 県の行う原子力防災対策に対する協力

4 関係周辺市以外の市町

- (1) 関係周辺市の応援
- (2) 避難誘導の援助
- (3) 広域避難所の開設
- (4) 広報

5 3の関係周辺市を管轄する消防本部

- (1) 緊急時における県・市町等との連絡調整
- (2) 住民の避難誘導、救助・救急等
- (3) 救急搬送に関すること
- (4) 緊急消防援助隊の受入れに関すること

6 5以外の消防本部

- (1) 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務

7 安全規制担当省庁

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

原子力規制委員会 原子力規制庁

〔 敦賀原子力規制事務所
美浜原子力規制事務所
大飯原子力規制事務所
高浜原子力規制事務所 〕

- (1) 地域防災計画の作成、防災訓練の実施等、原子力防災対策の企画、実施に関する指導・助言
- (2) 施設敷地緊急事態および全面緊急事態にかかる情報の連絡
- (3) 緊急時モニタリングの企画、実施に関する情報の共有と連携

8 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1 近畿管区警察局	(1) 管区内府県警察の指導、調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集および連絡 (5) 警察通信の運用
2 近畿管区行政評価局 (滋賀行政監視行政相談センター)	(1) 被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動
3 近畿財務局 (大津財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2) 原子力災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 (3) 原子力災害に関する財政金融状況の調査 (4) 国有財産の無償貸付
4 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集および提供
5 近畿農政局 (滋賀県拠点)	(1) 原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2) 農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供
6 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	(1) 災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること
7 近畿経済産業局	(1) 物資の供給および燃料の供給に関する情報収集等 (2) 被災産業調査・分析・支援 (3) 被災中小企業対策等を行うに当たって必要な支援
8 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	(1) 原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定および収用の協力要請 (2) 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請 (3) 原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整 (4) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指 (5) 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する運航協力要請 (6) 原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整
9 大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	(1) 気象状況の監視 (2) 気象に関する資料・情報の提供
10 近畿総合通信局	(1) 電波および有線電気通信の監理 (2) 非常通信訓練の計画およびその実施指導 (3) 非常通信協議会の育成・指導 (4) 原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 (5) 原子力災害時における重要通信の確保 (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
11 滋賀労働局	(1) 原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
12 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所) (大戸川ダム工事事務所)	(1) 一般国道(指定区間)の管理 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (3) 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

13 近畿地方環境事務所	(1) 環境監視体制の支援に関すること (2) 災害廃棄物の処理対策に関すること (3) 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 (4) 危険動物逸走およびおよび家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援
--------------	--

9 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊)	(1) 災害派遣要請に対する調整 (2) 原子力災害時における人命および財産の救護のための部隊の派遣 (3) 県、市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

10 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
東海旅客鉄道株式会社 (東海鉄道事業本部・関西支社) 西日本旅客鉄道株式会社 (京滋支社)	(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
N T T 西日本株式会社 (滋賀支店)	(1) 原子力災害時における有線通信の確保
日本赤十字社 (滋賀県支部)	(1) 医療救護 (2) こころのケア (3) 救援物資の備蓄および配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 義援金の受付および配分 (6) その他災害救護に必要な業務 (7) (1)～(6)の救護業務に関連し、次の業務を実施 ① 復旧・復興に関する業務 ② 防災・減災に関する業務
日本放送協会 (大津放送局)	(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報および各種指示等の伝達
西日本高速道路株式会社 (関西支社) 中日本高速道路株式会社 (名古屋支社、金沢支社)	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等
独立行政法人水資源機構 (琵琶湖総合管理所)	(1) 琵琶湖施設の防災管理
日本通運株式会社 (大津支店)	(1) 災害対策用物資の輸送

関西電力株式会社 日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 (高速増殖原型炉もんじゅ 新型転換炉原型炉ふげん)	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設 および設備の整備点検 (5) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関との連携 (7) 緊急時における通報および報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対 策への積極的な協力
---	--

11 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
近江鉄道株式会社・一般 社団法人近江鉄道線管理 機構 京阪電気鉄道株式会社 信楽高原鐵道株式会社	(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
一般社団法人滋賀県バス 協会 琵琶湖汽船株式会社 一般社団法人滋賀県ト ラック協会	(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
一般社団法人滋賀県医師 会	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施
公益社団法人滋賀県看護 協会 一般社団法人滋賀県薬剤 師会	(1) 原子力災害時における防疫その他保健衛生活動への協 力 (2) 原子力災害時における医薬品等の管理
社会福祉法人滋賀県社会 福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動の支援 (2) 要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産 婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の避難支 援への協力
株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社	(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報および各種指示等の伝達
一般社団法人滋賀県LP ガス協会	(1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるLPガス供給と保安の確保
滋賀県道路公社	(1) 原子力災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の 確保

第10節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

(知事公室、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、子ども若者部、農政水産部、教育委員会、企業庁)

原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・琵琶湖を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で極めて特異である。

このため、県は、県民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などコミュニケーション(リスクコミュニケーション)の充実に努める。

(1) 迅速な情報収集・伝達と住民等に対する情報伝達

重大な事故が発生した場合、国、原子力事業者からモニタリング情報、事故情報、被害情報、災害応急対策の実施状況等、情報を迅速に把握し、関係周辺市やその他の市町を通して住民に的確に伝達するよう努める。

(2) 環境放射線モニタリングの情報提供

環境放射線ポータルサイトの整備に努め、モニタリング結果について分かりやすく提供する。

(3) 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

- ① 県民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、県の広報番組や出前講座の開催等の充実に努める。
- ② 放射線や放射線医学等に関する専門家の監修の下、放射性物質が人の健康や環境面に及ぼす影響について、分かりやすい情報提供に努める。
- ③ 学校教育の場においても、原子力防災に関する知識の普及に努める。

(4) 緊急事態応急対策に従事する者に対する研修

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国の機関等が実施する原子力防災に関する研修に参加し、必要に応じて緊急時モニタリング要員や原子力災害医療活動要員など防災関係者の資質向上に努める。

(5) 防災訓練の実施

原子力災害に関し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚に努める。

(6) 相談体制の整備

原子力に係る重大な事故が発生した場合、住民等からの問い合わせに対する対応ができるよう、問い合わせ窓口を設置し、国や専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制を整備することに努める。

第2章 災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法および災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災害の発生に備えた事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者の防災業務の把握

(知事公室)

原子力事業者は、原子力事業所の運転等に当たり、原災法、「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）等の関係法令を遵守し、放射性物質または放射線の放出等による原子力災害の防止について万全の措置を講ずる。

県は、関係法令に基づく原子力事業者の防災業務が適切に講じられているかを常に把握するよう努める。

第1 原子力事業者防災業務計画に関する協議

県は、原災法第7条第2項に基づき、隣接する市町に所在する原子力事業所等（以下「原子力事業所」という。）に係る原子力事業者（第1章第5節に掲げる者。以下「原子力事業者」という。）が作成または修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画との整合性を保つなどの観点から、原子力事業者が計画を作成または修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始する。

また、直ちに関係周辺市に計画案を送付し、相当の期限を定めて関係周辺市の意見を聴き、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させる。

第2 防災要員の現況等の届出の受理

1 原子力防災要員の現況

県は、原災法第8条第4項に基づき、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届出があった場合、これを受理し、その内容を把握する。

2 原子力防災管理者の選任等

県は、原災法第9条第5項および第6項に基づき、原子力事業者から原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任または解任の届出があった場合、これを受理し、その内容を把握する。

3 放射線測定設備等の現況

県は、原災法第11条第3項および第4項に基づき、原子力事業者から放射線測定設備および原子力防災資機材の現況について届出があった場合、これを受理し、その内容を把握する。

4 関係周辺市への送付

県は、上記の届出を受理した場合は、関係周辺市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

第3 平常時の安全対策

1 原子力事業者との連携・協力

- (1) 県および関係周辺市は、原子力災害を未然に防止するとともに県民の安全・安心の確保に資するため、原災法第7条第1項の規定に基づき原子力事業者が作成した「原子力事業者防災業務計画」、原子力事業者と締結した「安全確保等に関する協定」等を活用し、原子力事業所の安全確保等に関する情報を常に把握するよう努めるものとする。
- (2) 県は、県および市町で構成する「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」を随時開催し、原子力事業者との連携・協力のもと、県民の安全確保、県内の環境保全等に係る諸課題等を協議する。

2 原子力事業所への立入検査

- (1) 県は必要に応じ、原災法第32条に基づき、原子力事業所への立入検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われているかを確認する。
- (2) 立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯する。

3 原子力事業者からの報告の徴収

県は、必要に応じ、原災法第31条に基づき、原子力事業者から防災業務についての報告を徴取する。

第3節 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携

(知事公室)

- 1 県は、地域防災計画の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集および連絡、地域ごとの防災訓練、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)における情報収集、住民等に対する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策、広域連携および緊急時の対応等について、原子力防災専門官に指導・助言を求めるなど、平常時から密接な連携を図る。
- 2 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリング、関係府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(知事公室、総合企画部、健康医療福祉部、子ども若者部、農政水産部、土木交通
部)

- 1 県は、平常時から関係機関、企業等との間で、協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結

しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

- 2 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3 県は、避難所、備蓄等防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

(知事公室)

県は、国、市町、原子力事業者等の防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集および連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制整備等を図る。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

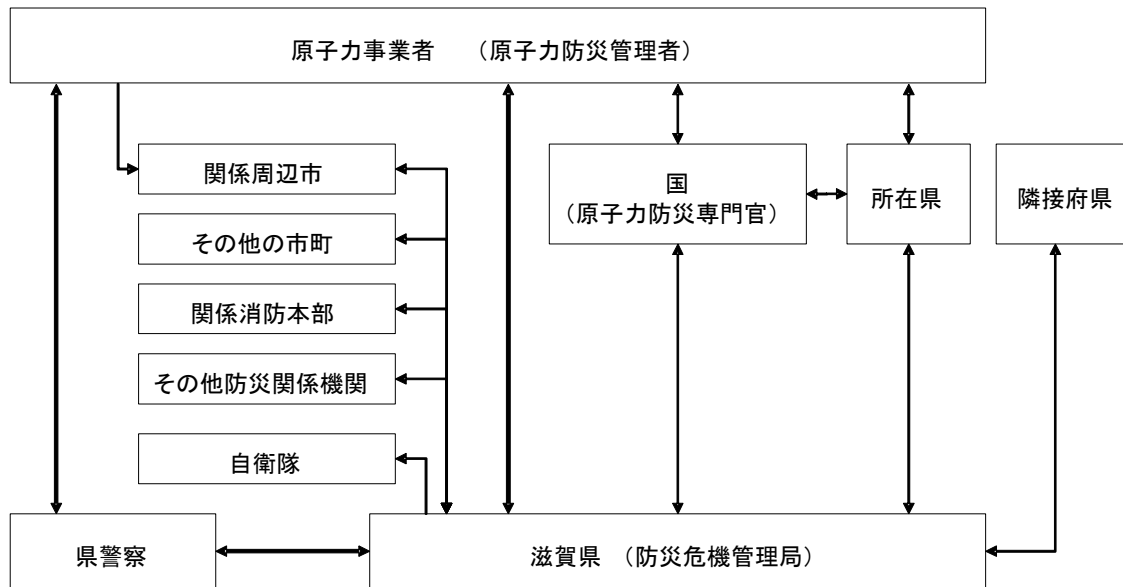
1 県と防災関係機関相互の連携体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県警察、関係周辺市およびその他の市町、原子力事業所が所在する県（以下「所在県」という。）、滋賀県に隣接する府県（以下「隣接府県」という。）、原子力事業者等の防災関係機関との間において事故等の状況、モニタリング結果および屋内退避、避難その他の防護措置に関する情報等の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県警察、関係周辺市およびその他の市町、所在県、隣接府県、原子力事業者その他関係機関等に周知する。

- ・ 原子力事業者からの連絡を受信する窓口
(夜間・休日の場合等においても対応できる体制)
- ・ 防災対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位付）を含む。）
- ・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、衛星電話等非常用通信機器等や連絡先も含む。）

■ 情報収集・連絡系統図



2 情報収集・連絡要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、これに当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

3 連絡調整機関の設置

県は、県および関係周辺市ならびにその他の市町による連絡調整機関を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

4 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、県警察、関係周辺市およびその他の市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両などを活用する情報収集体制の整備を図る。

5 非常通信協議会との連携

県は、県警察および近畿管区警察局滋賀県情報通信部の協力を得ながら非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

6 原子力事業者等関係機関からの意見聴取等ができる体制の整備

県は、災害対策本部に、意見聴取・連絡調整等のため原子力事業者等関係機関の出席を求める体制の整備を図る。

7 障害者の防災情報取得等に関する施策の推進

県および市町は、障害の種類および程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。

県および市町は、障害の種類および程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

2 専門家による支援

県は、収集した情報の分析整理にあたり、必要に応じ専門家の意見を聴き、活用するため、専門家による支援体制の整備を図る。

3 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、国および市町とともに、情報のデータベース化等の推進に努める。

4 防災対策上必要な資料の収集・蓄積

県は、関係周辺市と協力して、応急対策の的確な実施に当たり必要となる社会環境に関する資料、放射性物質および放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等を適切に整備し、防災対策活動の拠点に備え付けるとともに、定期的に更新する。

第3 通信手段の確保

県は、国、関係周辺市と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、緊急時における通信連絡網の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

1 県と国との間の通信連絡網の整備

県は、国と連携し、県警察および近畿管区警察局滋賀県情報通信部の協力を得て、オフサイトセンターと県との間の通信連絡回線等の整備・維持に努める。

2 県と関係周辺市との間の通信連絡網の整備

県は、国と連携し、県警察および近畿管区警察局滋賀県情報通信部の協力を得て、関係周辺市と連携し、県との間の通信手段として、防災行政無線等の整備・維持に努める。

3 移動通信系の機器の整備

県は、県警察、防災関係機関と連携し、移動系防災無線、警察無線、携帯電話等、移動通信機器の整備・維持に努める。

4 災害時優先電話等の活用

県および県警察は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

5 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化および関連装置の二重化を図る。

6 ネットワーク機器の停電対策等

県は、ネットワーク機器等の停電対策の充実に努めるとともに通信設備等について保守点検を実施し適切な管理を行う。

7 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

第6節 災害応急体制の整備

（全部局）

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

1 応急活動のための必要な体制

県は、情報収集事態もしくは警戒事態の発生を認知した場合または施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、応急対策が行えるよう必要な体制を整備する。また、体制の確立についてのマニュアル等の作成および関係職員への周知徹底を図る。

2 職員参集体制の整備

県は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

3 職員配備体制等の整備

県は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するための、配備レベルに基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、災害警戒本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、所掌事務、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

（1）警戒配備体制等の整備

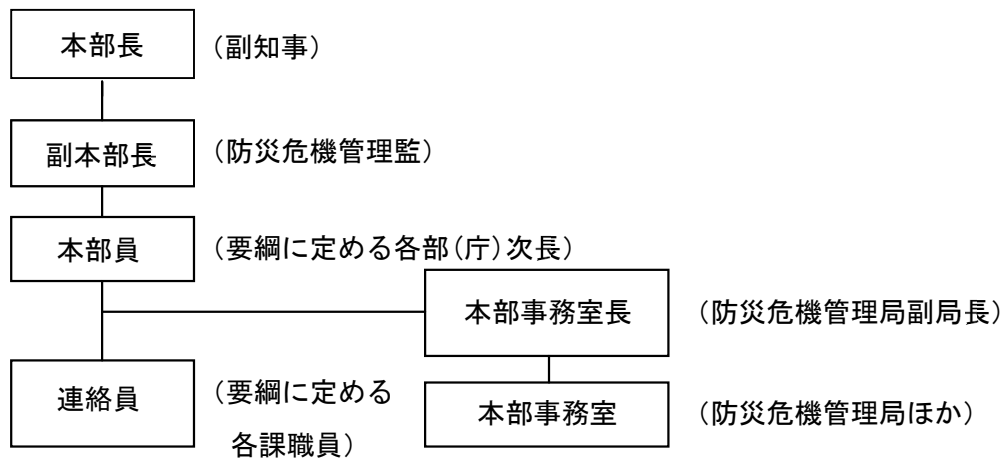
県は、情報収集事態の発生を認知した場合または原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

（2）災害警戒本部体制等の整備

県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡を受けた場合、原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡を受けた場合または副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めた場合は、直ちに副知事を本部長とする災害警戒本部体制が確立できるよう、本部の設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。地方本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

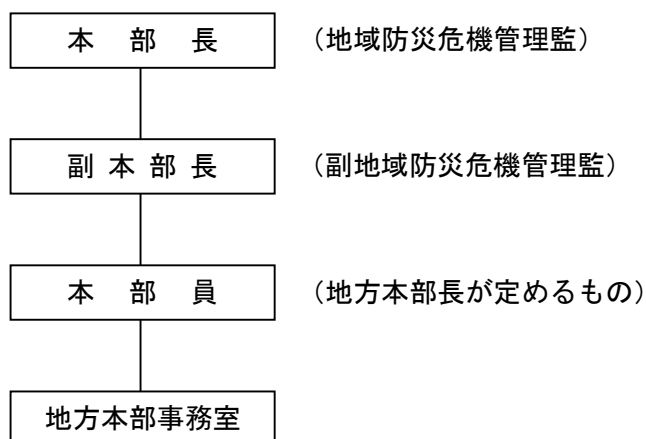
■ 県本部体制

災害警戒本部



■ 地方本部体制

災害警戒地方本部

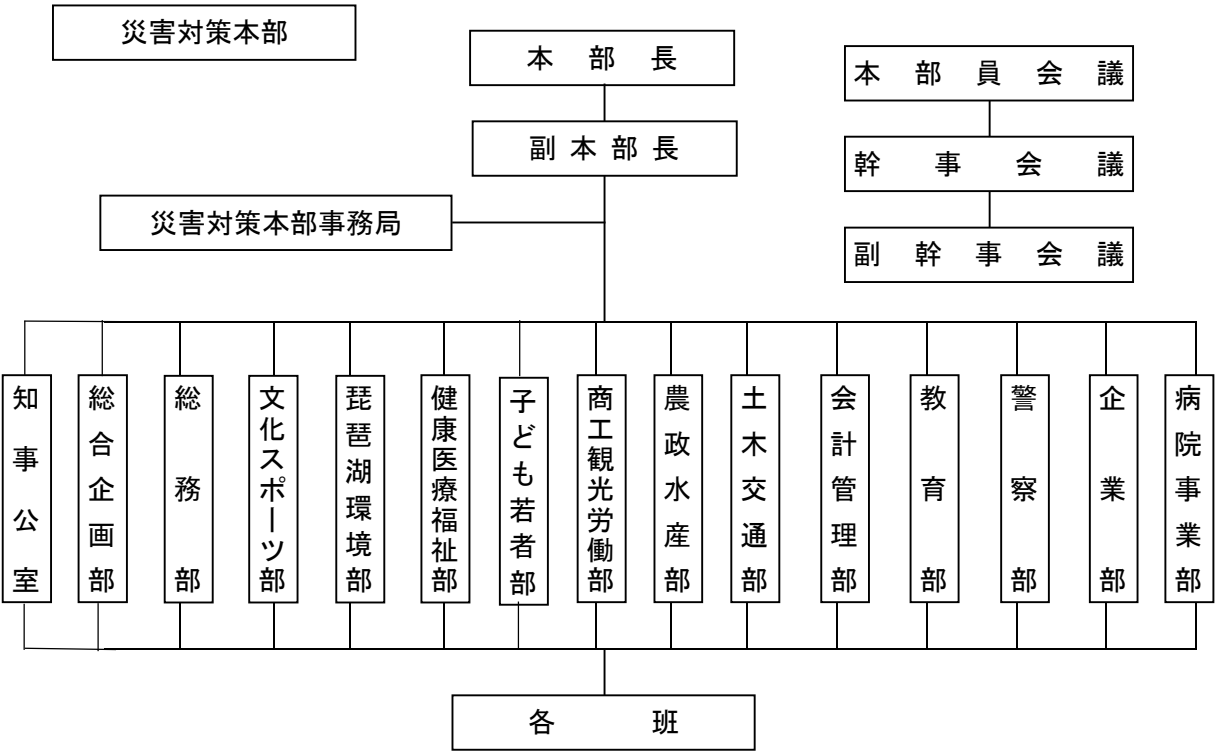


(3) 災害対策本部体制の整備

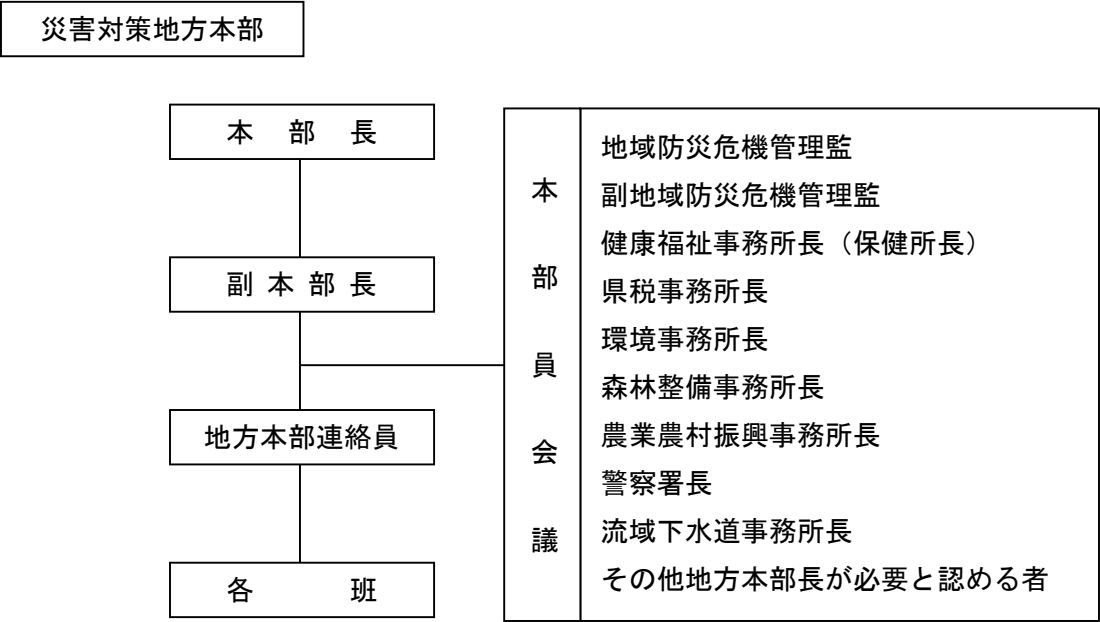
県は、施設敷地緊急事態発生の通報等を受けた場合、原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡を受けた場合または内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、直ちに知事を本部長、副知事を副本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。地方本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。この際、意思決定については、判断の遅滞が生じないように、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

■ 県本部体制



■ 地方本部体制



4 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、国がオフサイトセンターにおいて開催する現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣できるよう、現地に派遣されている原子力防災専門官等と協議し、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。

5 原子力災害合同対策協議会への参画

県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在県、関係周辺府県、所在市町、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織する。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、所在県、関係周辺府県、所在市町および関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者および原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員およびその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、所在県、関係周辺府県、所在市町、関係周辺市町、関係機関および原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員およびその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

第2 長期化に備えた動員体制の整備

県は、国、関係周辺市、県警察等関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第3 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係府県、関係周辺市、自衛隊、県警察、関係消防本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者等の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

第4 警察災害派遣隊

県警察は、警察庁および他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受入体制など整備を図る。

第5 消防の相互応援体制および緊急消防援助隊

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村および県内全市町による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡方法の整備に努める。

第6 自衛隊との連携体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行う。

第7 原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、原子力災害医療に対応可能な医療機関

等のスタッフからなる原子力災害医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

第8 広域的応援協力体制

県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいい、原子力災害対策指針が定める避難退域時検査の位置付けおよび避難者に対する原子力災害医療の提供を判断するための検査の位置付けを併せ持つ。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに他の都道府県および防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図る。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国または他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整の窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

なお、広域応援協定等の締結状況は、次のとおりである。

- (1) 災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）
- (2) 近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定
- (3) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

第9 モニタリング体制等

1 緊急時モニタリングセンター

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。）の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会および関係省庁）、関係周辺道府県（P A Zを含む道府県およびU P Zを含む道府県をいう。以下同じ。）、原子力事業者および関係指定公共機関等の要員により編成される。

2 平常時のモニタリングの実施

県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質または放射線による県内の環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。

3 その他体制の整備

県は、国、関係地方公共団体、原子力事業者および関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保および訓練を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図る。

具体的には以下のとおりとする。

(1) 緊急時モニタリング計画の作成

県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、関係地方公共団体、原子力事業者および関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。

(2) モニタリング資機材等の整備・維持

県は、平常時の環境放射線モニタリングおよび緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、可搬型のモニタリング資機材、大気モニタ、環境試料分析装置、モニタリング情報共有システムおよび携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

(3) 要員の確保・育成

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

(4) 訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から、国、関係地方公共団体、原子力事業者および関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練および研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

(5) 大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持等

県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持に努めるとともに、緊急時における迅速な運用体制を整備する。また、県は、大気中放射性物質の拡散計算による予測データの活用を図るため、防護措置の実施区域や季節等の条件設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や同計算の特性を平常時に整理しておく。

(6) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備する。

第10 専門家の確保等

1 専門家の確保

県は、原子力防災の実施にあたり専門的、経験的見地からの支援が得られる専門家を確保するとともに、必要な手続きをあらかじめ定める。

2 国に対する支援要請

県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

第11 複合災害に備えた体制の整備

県は国と連携し、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画を見直し備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性が高いことに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

第12 人材および防災資機材の確保等に係る連携

県は、地震による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材および防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町および原子力事業者と相互の連携を図る。

第7節 避難収容活動体制の整備

（知事公室、総合企画部、健康医療福祉部、子ども若者部、商工観光労働部、土木交通部、教育委員会）

第1 避難計画の作成

1 屋内退避および避難誘導計画の策定支援

県は、関係周辺市に対し、国、関係機関および原子力事業者の協力のもと、屋内退避および避難誘導計画の策定について支援する。

2 広域避難計画の策定

県は、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定する。

3 避難計画作成に当たっての留意点

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、県および市町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国および県が中心となって他の都道府県または他の市町村の間の調整を図る。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

第2 避難所等の整備等

1 避難所等の整備

県は、関係周辺市に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うためその管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図るよう助言する。

この際、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものであることに留意する。

また、県は関係周辺市への助言に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言する。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

県は、関係周辺市と協力し、広域避難も想定して避難誘導用資機材、移送用資機材・車両（福祉車両含む。）等の確保に努める。

3 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

4 応急仮設住宅の供給体制等の整備

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

5 救助に関する施設等の整備

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成ならびに強力な救助組織の確立および労務、施設、設備、物資等の整備に努める。

6 被災者支援の仕組みの整備

県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等の被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

1 県がとる措置

県は、要配慮者および一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

- ① 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援する。
- ② 市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するとともに、個別避難計画を作成するよう働きかける。
その際には、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」ならびに「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考にする。
- ③ 関係周辺市と連携し、県内にある病院等の医療機関や社会福祉施設等の避難の計画をあらかじめ把握するとともに、原子力災害時における避難が計画通り実施できない場合に備えて、緊急時に搬送先や搬送手段の調整を行う体制を、あらかじめ整備するものとする。

2 医療機関等がとる措置

病院等医療機関の管理者は、県および関係周辺市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

また、県は、国の協力のもと、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておく。

3 社会福祉施設等がとる措置

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県および関係周辺市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入

所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する県内の同種の施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう助言指導に努めるとともに、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等に努めること等により、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

第4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県および関係周辺市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒および学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、県は関係周辺市と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

第5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県および関係周辺市と連携し、避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第6 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、関係周辺市が屋内退避または避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市に対し助言する。

第7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

県は、国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、関係周辺市が警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援する。

第9 避難所等・避難方法等の周知

県は、関係周辺市に対し、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市、緊急事態応急対策に従事する者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市および原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第8節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

（知事公室、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、農政水産部、企業庁）

第1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

県は、国および関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくとともに、水道事業者に対し、水道水の摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

また、水道水の摂取制限を行った場合は、迅速かつ円滑な飲料水の供給を行う必要があることから、飲料水の供給計画、備蓄計画、応急給水受援計画など供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

なお、琵琶湖水を水道原水に利用している場合には、放射性物質による琵琶湖水への影響が10日間程度残るという影響予測結果を考慮するものとする。

第9節 災害警備実施体制の整備

(警察本部)

第1 多様な情報収集・伝達システムの整備

県警察は、県内の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、可搬型カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、収集された画像情報を配信するため通信網の整備を図る。

第2 原子力災害警備に必要な車両・装備資機材の整備

県警察は、原子力災害警備に必要な次の車両・装備資機材の整備を推進する。

- (1) 救出救助および避難誘導活動に必要な搬送車両や装備資機材
- (2) 警戒区域設定時の通行禁止措置に必要な交通用装備資機材
- (3) 警戒区域設定が長期化した場合の警戒活動に必要な車両・装備資機材
- (4) 警戒区域周辺の犯罪抑止活動に必要な装備資機材
- (5) 警察職員の被ばく防止に必要な防護措置資機材

第3 治安対策に必要な態勢の整備**1 指揮機能の強化**

県警察は、屋内退避措置や警戒区域が設定された場合における警察署、交番・駐在所等の防災活動拠点の堅牢化のほか、移転先となる可能性のある警察施設について、これらの受入れに必要な設備の整備に努める。

2 知識の普及と人材育成等

県警察は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、警察職員の原子力災害に関する知識の普及に努めるとともに、避難誘導に必要な大型自動車免許や救出・救助に必要な装備の資格取得を推進するなど人材育成に努める。また、防災訓練の実施を通じ、原子力災害時における対応能力の向上に努める。

第4 地域住民に対する情報提供等

県警察は、犯罪情報のメール配信や避難所・仮設住宅への立寄りを実施し、地域住民への情報提供および防犯指導を行う。

第5 サイバー犯罪に対する体制の整備

県警察は、原子力災害に乗じたサイバー犯罪を防止するため、高度な情報技術を有する人材の育成・確保等体制の整備を図る。

第6 行方不明者の捜索体制等の整備

県警察は、警戒区域内の行方不明者捜索、検視活動等を適切に行うため、被ばく防止、検視、DNA鑑定に必要な装備資機材等の整備に努める。

第7 関係機関・団体等との連携

県警察は、救出救助、避難誘導、部隊輸送、避難路の確保等を円滑に行うため、滋賀県警察OB災害協力員に避難所等での被災者の要望把握活動等の支援を求めるほか、関係機関・団体等との協定の締結をするなど原子力災害発生時の協力確保に備えた連携を図る。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

(知事公室、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、土木交通部、警察本部)

第1 専門家の移送体制の整備

県は、国および関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力についてあらかじめ定めておく。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

1 確保すべき輸送施設および輸送拠点・集積拠点

県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路等）および輸送拠点・集積拠点について把握・点検するものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 運転者の義務等の周知

県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

3 広域的な交通管理体制の整備

県警察は、緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努める。

4 緊急輸送の確保体制の充実

県および県警察は、国、関係周辺市等の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置、電源付加装置付信号機や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。

5 臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）の候補地の指定

県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得る

よう、関係機関および住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努める。

6 体制整備

県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

7 環境整備

県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

8 民間事業者等に対する周知

県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両として、災害発生より前において、緊急通行車両確認証明書および標章の交付を受けることができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも緊急通行車両の事前の確認を積極的に申し出るなど、その普及を図る。

第11節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備

(知事公室、健康医療福祉部)

第1 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係周辺市と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、関係周辺市に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言する。

第2 救助・救急機能の強化

県は国および原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

なお、災害対応にあたっては、「滋賀県地域防災計画（風水害等対策編・震災対策編）」によるものとする。

第3 医療活動用資機材および原子力災害医療体制等の整備

1 方針

原子力災害にかかる専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要であり、原子力災害医療体制の整備が必要なことから、原子力災害医療実施体制および住民に対する心身の健康相談体制等の整備を行うとともに、高度被ばく医療および広域的医療体制との連携を図る。

2 原子力災害医療体制の整備

(1) 原子力災害医療実施体制の整備

県は原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関を整備する。

(ア) 原子力災害拠点病院の指定

(イ) 原子力災害医療協力機関の登録

別表2 滋賀県原子力災害医療体制

区 分	機関名	所 在 地
原子力災害 拠点病院	1 長浜赤十字病院【基幹】	長浜市宮前町 14-7
	2 大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35
	3 滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町
原子力災害 医療協力機関	1 市立大津市民病院	大津市本宮二丁目 9-9
	2 淡海医療センター	草津市矢橋町 1660
	3 済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1
	4 公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256
	5 近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町 1379
	6 彦根市立病院	彦根市八坂町 1882
	7 高島市民病院	高島市勝野 1667
	8 市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
	9 長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
	10 一般社団法人滋賀県医師会	栗東市縫一丁目 10-7
	11 一般社団法人滋賀県薬剤師会	草津市笠山七丁目 4-52
	12 公益社団法人滋賀県看護協会	草津市大路二丁目 11-51
	13 公益社団法人滋賀県診療放射線技師会	大津市長等一丁目 1-35
	14 日本赤十字社滋賀県支部	大津市京町四丁目 3-38
	15 滋賀県立総合病院	守山市守山五丁目 4-30

(2) 医療チーム派遣要請体制の整備

県、原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関、その他医療関係機関は、医療チームの派遣要請に対応できるよう、班編制を整えておく。

また、県は市町と連携し、救護所の設置、医療チームの派遣を行うための計画をあらかじめ別に定める。

(3) 広域的医療体制の整備

県は、原子力災害の広域性や本県の地域特性を考慮し、国や関西広域連合等と協力した広域的医療体制の整備を図る。

(4) 医療活動用資機材等の整備

(ア) 原子力災害医療設備の整備

県は、原子力災害医療に対応するため、放射線測定資機材、除染資機材、および医療資機材等の整備・維持に努める。

(イ) 医薬品等の整備

県は、医療チーム等が行う医療活動実施のために必要な医薬品等を円滑に供給できるよう努める。

(5) 心身の健康相談体制の整備

県は、市町とともに、住民に対する心身の健康相談に応じるための体制を整備する。

(6) 甲状腺被ばく線量モニタリング実施体制の整備

放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するため、県は、国・原子力災害医療協力機関・原子力事業者・原子力災害拠点病院・高度被ばく医療支援センター等と連携し、避難住民等の甲状腺被

ばく線量モニタリングの実施体制を検討する。

3 人材の育成等

(1) 人材の確保

県は、原子力災害医療の適切な提供のため、原子力災害医療に関する知識と技術を備えた医療関係者の確保に努める。

(2) 人材の育成

県は、医療関係者の職種に応じた研修を実施し、人材の育成に努める。

(3) 訓練の実施

県は、市町、医療関係者等と連携し、原子力災害医療に関する訓練を実施する。

第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

1 方針

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係周辺市、医療機関等と連携して、避難する住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておく。

2 緊急時における配布体制の整備

県は、関係周辺市と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する要員の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。

3 説明書等の準備

県は、関係周辺市と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておく。

4 副作用への備え

県は、関係周辺市と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受入協力の依頼および平時における安定ヨウ素剤服用に関する相談対応など、救急医療体制の整備等に努めるものとする。

第5 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

1 資機材の整備

県は、国および関係周辺市と協力し、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

2 情報交換

県は、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時から、国、関係周辺市および原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第12節 住民等への情報伝達・相談体制の整備

(知事公室、総合企画部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、子ども若者部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部、警察本部、企業庁)

第1 情報提供項目

県は、国および関係周辺市と連携し、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じて関係周辺市の住民等に伝達すべき情報および県下全域に向けて提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

■ 伝達情報の項目

- ・ 原子力災害および現地における応急対策の状況
- ・ 県下における影響の有無やその程度
- ・ 県や国等が講じている応急対策に関する情報
- ・ 交通規制や公共交通機関の運行の状況等
- ・ 環境放射線モニタリングシステムデータ
- ・ 環境試料モニタリングデータ
- ・ 原子力事業者の測定データ
- ・ 福井県原子力環境監視センターデータ
- ・ 京都府環境放射線監視テレメータシステムデータ
- ・ 原子力規制委員会放射線モニタリング情報
- ・ (国研) 量子科学技術研究開発機構のサイト
- ・ (公財) 原子力安全研究協会のサイト 等

第2 情報伝達体制、通信網、通信設備の整備

県は、国と連携し、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保し、防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオなど、様々な広報媒体を併用するとともに、地域コミュニティを活用するなど、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

第3 要配慮者への情報伝達

県は、原子力災害の特殊性を考慮して、国、県警察と連携し、関係周辺市の行う要配慮者および一時滞在者への情報伝達について、周辺住民や自主防災組織等の協力を得ながら、円滑に行われる体制を平常時から整備される等、必要な施策が講じられるよう協力する。

なお、在宅の要配慮者に対しては同居人への連絡体制が整備され、独居在宅の要配慮者に対しては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携した情報伝達体制の整備がなされるよう協力する。

第4 メディアの活用

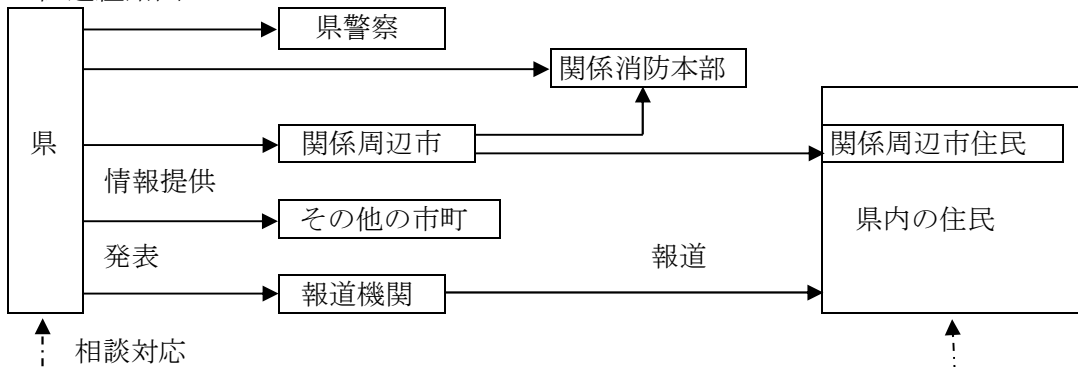
県は、県下全域に向けての広報等、広域的な情報提供において放送機関、通信社等の報道機関との連携を図るとともに、インターネット等の多様なメディアの活用に努める。

第5 相談窓口の整備

県は、国および関係周辺市と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談

窓口の設置等について、その方法や体制等についてあらかじめ定めておく。

■伝達経路図



第13節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有および国際的な情報発信

(知事公室、総合企画部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、子ども若者部、教育委員会、警察本部)

- 1 県は、県警察、国、関係周辺市および原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と情報共有のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。
 - ①放射性物質および放射線の特性に関すること
 - ②原子力事業所の概要に関すること
 - ③避難等施設の位置
 - ④原子力災害とその特性に関すること
 - ⑤放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
 - ⑥本県の平常時における環境放射線の状況に関すること
 - ⑦緊急時に県や国等が講ずる対策の内容に関すること
 - ⑧屋内退避や避難に関すること
 - ⑨安定ヨウ素剤の服用に関すること
 - ⑩緊急時にとるべき行動および留意事項等に関すること
 - ⑪避難時における具体的な携行品の確認・準備事項に関すること
 - ⑫放射性物質による汚染の除去に関すること
- 2 県は、市町が住民等に対して行う原子力防災に関する知識の普及に関し必要な助言を行う。
- 3 県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。
- 4 県は、原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うに際しては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。
- 5 県は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市町の指定した避難所以外に避難

した場合等に、市町災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを市町が周知することについて、協力する。

6 県は、国および市町と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

7 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず、諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は、国および市町と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努める。

第14節 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第15節 緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

(知事公室)

1 県は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等が緊急事態応急対策に従事する者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

また、必要に応じ、国および防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力災害合同対策協議会要員、災害対策本部員、緊急時モニタリング要員、原子力災害医療活動要員など緊急事態応急対策に従事する者に対する研修を実施する。

なお、研修内容については、福島第一原子力発電所事故による新たな知見も考慮する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ①原子力防災体制および組織に関すること
- ②原子力事業所の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
- ⑤放射性物質および放射線のモニタリング実施方法、機器を含む防護対策上の諸設備、モニタリングにおける気象情報および大気中放射性物質の拡散計算の活用に関すること

- ⑥緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- ⑦緊急時に住民等がとるべき行動および留意事項に関すること
- ⑧原子力災害医療に関すること
- ⑨その他緊急時対応に関すること

2 県は、原子力事業者に対し、事業者の責務として原子力事業全般について理解が得られるよう説明責任を果たすことを要請し、県・市町が行う研修への講師等派遣要請についても協力を求める。

第16節 防災訓練の実施等

(全部局)

第1 訓練計画の策定および実施

県は、国、専門家、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、以下に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。

また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等への反映に努める。

- ①災害対策本部等の設置運営訓練
- ②オフサイトセンターへの参集訓練
- ③緊急時通信連絡訓練
- ④緊急時モニタリング訓練

- ⑤原子力災害医療訓練
- ⑥住民等に対する情報伝達訓練
- ⑦周辺住民避難訓練
- ⑧人命救助活動訓練
- ⑨避難中継所設営訓練

第2 総合的な防災訓練への参加

県は、原子力防災会議・原子力規制委員会および所在県が原災法第13条に基づき企画・実施する総合的な防災訓練への参加に努める。

第3 実践的な訓練の実施と事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成および改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

県は、必要に応じ、訓練方法および事後評価の方法の見直しを行う。

第17節 放射性物質等の運搬中の事故に対する対応

(知事公室、警察本部)

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全の確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 県および事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

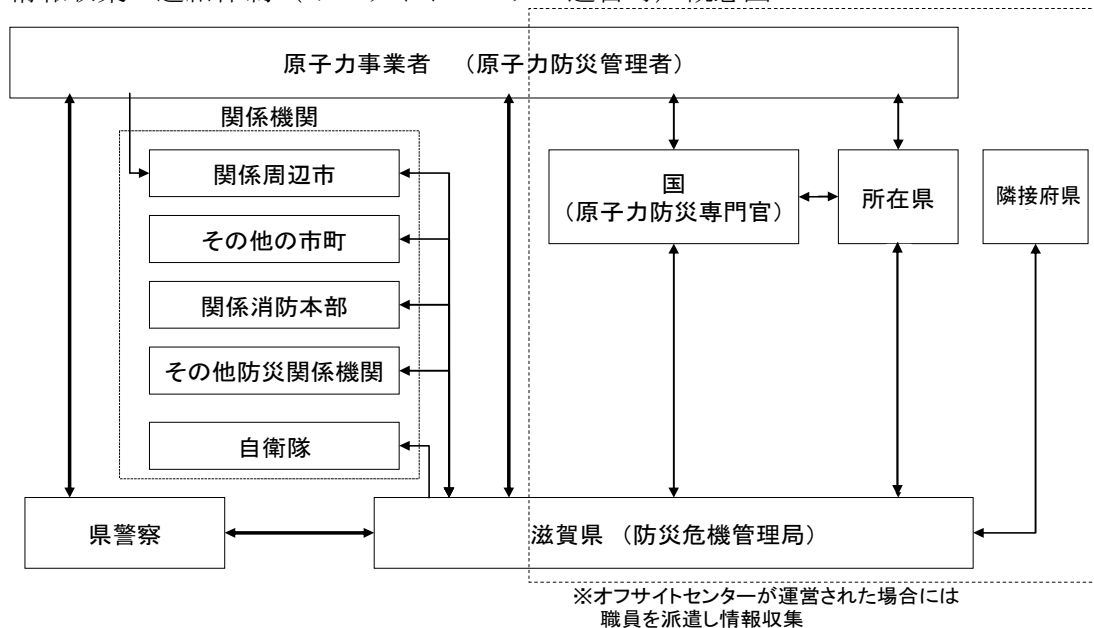
本章は、情報収集事態、警戒事態または施設敷地緊急事態が発生した場合の対応および全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保

(知事公室、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、子ども若者部、農政水産部、企業庁)

県は、国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関に対し情報の提供を求め、または自ら情報収集活動を実施し、施設敷地緊急事態または全面緊急事態に関する状況の把握に努めるとともに、把握した情報については必要に応じ、関係周辺市等に連絡する。

情報収集・連絡体制（オフサイトセンター運営時）概念図



第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

1 情報収集事態が発生した場合

- (1) 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。
- (2) 県は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡する。

2 警戒事態が発生した場合

- (1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部へ連絡するとともに、県をはじめ関係地方公共団体その他関係機関等へ連絡する。
- (2) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知した場合、または原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、P A Zを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者（注）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

（注）施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

ア 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。）（イまたはウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

イ 妊婦、授乳婦、乳幼児および乳幼児とともに避難する必要がある者

ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

- (3) 県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡するものとする。

3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- (1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として県、原子力規制委員会および所在市町に限るものとされており、県は原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

- (2) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直に行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部および公衆に連絡するものとされている。また、P A Zを含む地方公共団体に対

しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れおよび施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

- (3) 県は、原子力事業者および国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡するものとする。
 - ・PAZを含む市町と同様の情報をUPZを含む市に連絡
 - ・UPZを含む市に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載
- (4) 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

4 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生時の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

- (1) 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生時の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官および上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。
- (2) 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に対し施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

第2 応急対策活動情報の連絡等

1 警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡後の経過報告

原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡を行った後の経過状況等について、遅滞なく随時報告する。

また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。

なお、この連絡は、県、関係周辺市および原子力防災専門官に対して行う。

2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの報告

原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、内閣府、関係地方公共団体、関係府県の警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況および事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により報告することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、県、原子力規制委員会および所在市町に限るものとされており、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(2) 国（原子力規制委員会）との連絡

県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

(3) 関係周辺市等との連絡

県は、関係周辺市等との間において、原子力事業者および国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(4) 県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

3 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

(1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係府県の警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として県、原子力規制委員会および所在市町に限るものとされており、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(2) 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

県は、オフサイトセンターに派遣した職員等を通じて、原子力事業所および事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

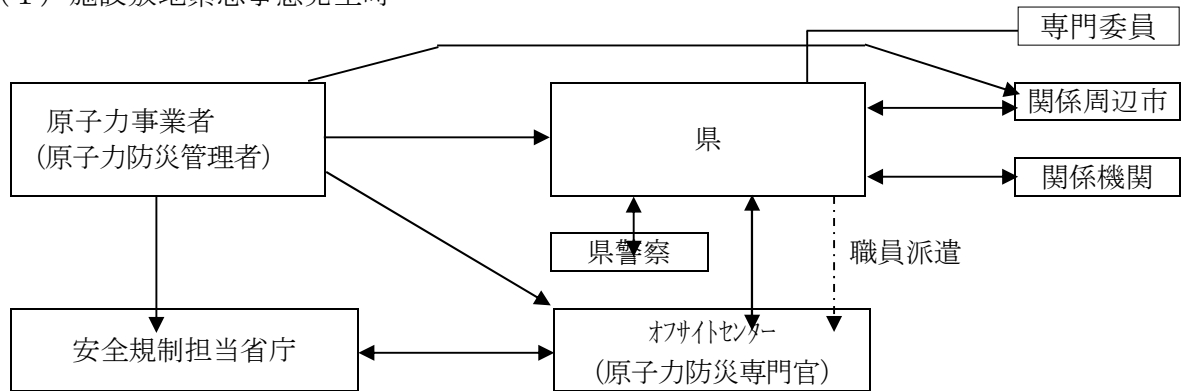
(3) 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

(4) 県は、関係周辺市等との間において、上記により把握した状況等を、必要に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

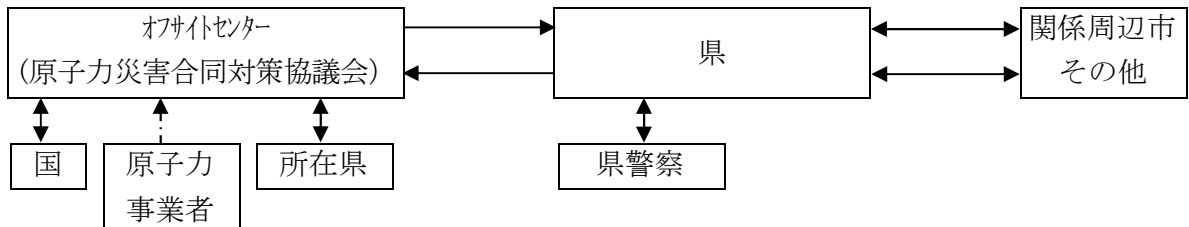
(5) 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、関係地方公共団体をはじめ原子力事業者、関係機関等との間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

■ 各連絡系統図

(1) 施設敷地緊急事態発生時



(2) 全面緊急事態発生時



第3 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体および住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、Jアラート等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を関係周辺市等に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第4 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県は、県下における影響の把握という観点から、空間線量率等連続観測局（モニタリングポスト）の監視を強化し、結果をとりまとめるとともに、関係周辺市等に必要に応じ連絡する。

2 緊急時モニタリング等の実施

(1) 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、原子力事業者と連携して平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。

また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告する。

(3) 緊急時モニタリングセンターの立上げおよび緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げることとされており、県は、この緊急時モニタリングセンターに参画する。

国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布および地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定することとされている。

(4) 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、原子力事業者と連携して緊急時モニタリングを実施する。

なお、緊急時モニタリングセンターの設置後は、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

3 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況および防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改定することとされている。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこれに協力する。

4 モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内および原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンターおよびオフサイトセンター放射線班と共有する。

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係周辺市その他の市町および県警察に連絡する等関係者間で共有するものとする。

5 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

国、指定公共機関および県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第5 地震発生時の連絡等

原子力事業者は、原子力事業所が所在する市町において震度5弱以上の地震が観測された場合、または原子力事業所に設置される地震計が震度5弱相当の地震を観測した場合は、原子力事業所の施設および設備の点検結果について、異常の有無に関わらず、県に連絡する。

第3節 活動体制の確立

(全部局)

第1 動員体制

1 動員配備の基準

職員の動員配備の基準は、下表によるものとする。

配備レベル		配備体制
情報収集事態 【フェーズ1】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき。 (2) 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき。 必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。 (3) その他防災危機管理監が警戒配備体制を決定したとき。	警戒配備 〈参集する所属〉 ・防災危機管理局 (災害警戒体制班による配備)
警戒事態 【フェーズ2】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。 (2) 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。 (3) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき。 (4) その他、副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置 本部長＝副知事 副本部長＝防災危機管理監 本部長＝各部(庁)次長
施設敷地緊急事態 【フェーズ3】 (原災法10条) 特定事象	(1) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。 (2) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (3) 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。 (4) その他知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	災害対策本部の設置 本部長＝知事 副本部長＝副知事 本部長＝防災危機管理監、各部長等
全面緊急事態 【フェーズ4】 (原災法15条) 緊急事態宣言	(1) 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。	

2 地方本部職員の応援

自然災害の後に原子力災害が発生する複合災害の場合など、地方本部にあっては、先発災害への対応の他緊急時モニタリングの実施や避難中継所の運営、必要に応じて代替庁舎への移転等の対応が加わり、それら応急対策の実施に当たって人員が不足するときは、地方本部は、県本部に応援要請するものとする。

第2 情報収集事態【フェーズ1】における活動体制

1 警戒配備体制の決定基準

- (1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき。
- (2) 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき。
- (3) その他防災危機管理監が警戒配備体制を決定したとき。

2 業務内容

関係する職員は、それぞれの担当に係る情報の収集を行う。

3 警戒配備体制を決定した場合の防災関係機関への連絡

警戒配備体制を決定した場合、防災危機管理監は、県内市町、県防災会議構成団体、原子力規制委員会および原子力防災専門官にその旨を連絡する。

4 警戒配備の解除基準

- (1) 事故に至るものでないことが確認できたとき。
- (2) 原子力事業所の事故が終結したとき。
- (3) 事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき。

第3 警戒事態【フェーズ2】における活動体制

1 災害警戒本部の設置基準

- (1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。
- (2) 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。
- (3) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき。
- (4) その他副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の設置

県は、国、県警察、関係周辺市および原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員の非常参集を行い、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。また、連絡体制の確立等必要な体制をとるため、災害警戒本部および災害警戒地方本部を設置する。

- (1) 県（災害警戒本部長）は、県や関係周辺市等の初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、災害警戒本部員会議を招集する。
- (2) 災害警戒本部の組織および運営は、「滋賀県災害警戒本部要綱」に定めるところによる。

3 災害警戒本部体制の解除

災害警戒本部の廃止は、おおむね以下の基準による。

- (1) 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したまたは対策の必要がなくなつたと認めたとき。

- (2) 災害対策本部が設置されたとき。

第4 施設敷地緊急事態【フェーズ3】における活動体制

1 災害対策本部の設置基準

- (1) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
- (2) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。
- (3) 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- (4) その他知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

2 災害対策本部の設置

県は、施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合または施設敷地緊急事態発生のおそれがあると知事が認めた場合は、国、関係周辺市および原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。また、連絡体制の確立等必要な体制をとるため、災害対策本部および災害対策地方本部を設置する。

- (1) 県（災害対策本部長）は、災害予防および災害応急対策の実施に関する基本的事項ならびに処理方針の協議等を行うため、災害対策本部員会議を招集する。
- (2) 災害対策本部の組織および運営は、「滋賀県災害対策本部要綱」の定めるところによる。
- (3) なお、知事が必要と認めて災害対策本部を設置したときは、速やかに国へ報告する。

3 現地事故対策連絡会議への職員の出席等

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する場合は、県は、あらかじめ定められた職員をこれに出席させるものとする。

県は、出席する職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

4 災害対策本部体制の解除

災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準による。

- (1) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (2) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した、または対策の必要がなくなると認めたとき。

第5 全面緊急事態【フェーズ4】における活動体制

国では、全面緊急事態に至った場合、原子力緊急事態宣言を発出し、緊急事態応急対策を講ずることとしているが、県においては、災害対策本部を継続する。

第6 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

第7 専門的支援の要請

1 専門家に対する支援要請

県は、施設敷地緊急事態の発生等に伴う影響を把握するため、ならびに原子力災害に関する応急対策を検討し、および実施するため、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、原子力に関する専門家から専門的、経験的見地からの支援を得る。

2 国に対する支援要請

県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合等に、事態の把握のため、必要に応じ、原子力規制委員会に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。

第8 応援要請および職員の派遣要請等

1 応援要請

県は、緊急事態応急対策の実施に当たり、必要に応じ、原子力事業者や他府県等に対し応援要請を行う。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合または市町から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。

県公安委員会（県警察）は、必要に応じ、警察庁または他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

2 職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、または内閣総理大臣に対し、指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

知事は、災害応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断および治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

3 緊急時モニタリング要員の要請等

緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）放射線班に対しモニタリング要員の動員を要請する。

第9 自衛隊原子力災害派遣要請計画

1 計画の方針

原子力災害において、住民の生命、身体および財産を保護するため、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手續、受入れ等について計画を定める。

2 派遣要請の実施

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合または関係周辺市長から要請があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、オフサイトセンターにおける

緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事または国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。

3 派遣の内容

- (1) モニタリング支援
- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 行方不明者等の搜索救助
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療・救護
- (7) 人員および物資の緊急輸送
- (8) 危険物の保安および除去
- (9) その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

4 派遣要請の手続

(1) 知事が行う派遣要請の手続

知事は、関係周辺市長から自衛隊の派遣要請の要求を受け、その要求の事由が適切と認めた場合または既に得られた被害状況に基づき自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記(4)に掲げる関係部隊に提出するものとする。その際、派遣要請にあたっては滋賀地方協力本部との連絡調整を図る。

ただし、事態が急を要する場合における関係部隊への要請は、電話で下記(3)の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 関係周辺市長が行う派遣要請の手続き

ア 関係周辺市長は、被害の程度により自衛隊の要請が必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができるものとする。

災害派遣要請の要求は、知事に対して文書で要求するものとするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記(3)の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

イ 関係周辺市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないときなど知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができない場合は、直接その旨および災害の状況を下記(4)に掲げる関係部隊に通知することができるものとする。

この場合、関係周辺市長は、知事に対して、事後速やかに所定の手続をとるものとする。

ウ 上記イの通知を受けた下記(4)に掲げる関係部隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

(3) 口頭で要請する場合の連絡事項

- ア 災害の状況および派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域および活動内容
- エ その他参考となる事項

(4) 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)	072-782-0001 【内線：2259】
海上自衛隊舞鶴地方総監(連絡窓口：防衛部) (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 【内線：2222】
航空自衛隊中部航空方面隊司令官(連絡窓口：防衛部) (埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地)	042-953-6131 【内線：2233】

(注) 陸上自衛隊に災害派遣を要請する場合は、陸上自衛隊今津駐屯地第3偵察戦闘大隊第3係(高島市今津町今津平郷国有地 TEL 0740-22-2581【内線 235】)を窓口として要請する。

また、海上自衛隊舞鶴地方総監および航空自衛隊中部航空方面隊司令官に派遣要請をした場合においても、陸上自衛隊今津駐屯地第3偵察戦闘大隊に通報するものとする。

5 自主的派遣

滋賀県を担任する自衛隊の部隊等は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合があるものとする。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

6 派遣部隊の受入れ

(1) 派遣部隊の受入体制

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係周辺市長にその旨を通知し、受入体制を整備させるとともに、関係周辺市その他防災関係機関相互の連絡調整に当たるものとする。

- ア 派遣部隊と関係周辺市との連絡窓口およびその責任者の決定
- イ 作業計画および資機材の準備
- ウ 派遣部隊の誘導
- エ 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備
- オ 住民の協力

(2) 他の防災関係機関との競合重複排除

知事および関係周辺市長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的な作業分担に配慮するものとする。

(3) 自衛隊は、部隊を派遣する場合、県または関係周辺市の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や関係消防本部、県警察との調整・連絡に当たらせるものとする。

(4) 県は、自衛隊との調整に基づき、県が要請する救援活動に必要な輸送車両等資機材および放射線防護資機材等を自衛隊に提供または貸与するよう努めるものとする。

7 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう関係周辺市長、派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行うものとする。

8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは、原則として、災害派遣を要求した機関が負担し、その調整は県が行うものとする。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- (2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費および入浴料
- (3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、その運搬費および修理費
- (4) 有料道路の通行料
- (5) 放射線防護資機材（ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等）

9 派遣部隊の被ばく管理

- (1) 派遣部隊の被ばく管理は、原則として、自衛隊独自で行うが、これが困難な場合は、派遣部隊の長等から県に対し派遣部隊の被ばく管理の要請を行うものとする。
- (2) 県は、派遣部隊の被ばく管理を行い、これが困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して被ばく管理要員の派遣要請を行うものとする。
- (3) 県は、原子力災害医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。

第10 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初期対応段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命担当大臣（原子力防災）および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第11 原子力事業者との連携

1 応援

県は、必要に応じ原子力事業者に以下の緊急事態応急対策に係る応援を求めるものとする。

また、要請を受けた原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

- ・ 発電所内の状況に関する情報提供、環境放射線モニタリング、避難中継所運営を支援する要員の派遣、輸送手段の提供
- ・ その他県および関係周辺市が実施する緊急事態応急対策

2 避難退域時検査および簡易除染により発生した汚染付着物等の処理

避難時の避難退域時検査および簡易除染により発生した汚染水・汚染付着物等につ

いては、原子力事業者が処理を行うものとする。

第12 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

県、県警察、関係周辺市、消防機関およびその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図る。

1 防護対策

県は、県警察をはじめ、必要に応じその管轄する被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、関係周辺市、消防機関その他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

2 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理

(1) 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。

ア 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。

イ 人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、実効線量で100mSvを上限とする。

なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。

(2) 県は、関係周辺市、オフサイトセンター、保健医療福祉調整本部および原子力災害医療に係る医療チームと緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、高度な専門知識を有する原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣要請を行う。

(3) 県は、県の緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、資機材を確保するものとする。

(4) 県は、緊急事態応急対策に従事する者等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、関係周辺市および原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第4節 住民等への情報伝達・相談活動

（知事公室、総合企画部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、子ども若者部、商工観光労働部、農政水産部、警察本部）

第1 住民等への情報伝達活動

県は、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺もしくは混乱を未然に防ぎ、またはその拡大をおさえるため、住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

1 関係周辺市の住民に対する情報伝達

(1) 県は、関係周辺市の住民に対しては、ニーズを十分把握し、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項に関するきめ細かな情報を、

国、県警察、関係周辺市と連携し伝える。

- (2) 県は、住民等への確に情報が伝わるよう、県警察、関係周辺市と連携し、防災行政無線、インターネット、広報車による巡回周知、テレビ、ラジオによる放送、携帯電話のメールその他実情に即した方法(FAX、市町ホームページ等)など、利用可能な様々な手段を活用し、繰り返し伝達するよう努める。また、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

2 県民等に対する情報の提供

- (1) 県は、原子力災害に関する情報を広く県民に向けて提供し、県下における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ、またはその軽減に努める。
- (2) 県は、防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)等により各市町に情報提供するとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供にも努める。また、随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報提供にも努める。

3 情報伝達の内容

- (1) 県は、住民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備するなど、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 要配慮者への配慮

県および関係周辺市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者の心身の状況等に配慮した手段・方法で行う。

(3) 情報伝達内容

- ア 事故・災害等の概況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨および避難を円滑に行うための協力呼びかけ

(4) 広報内容の確認

- ア 十分に内容を確認した情報の公表および広報活動を行う。
- イ 発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関および公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

公式見解を一早く発表し誤情報の拡散抑制に努める。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

1 相談窓口の設置

県は、緊急時には応急対策実施区域を含む市町および関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設

し、必要な要員を配置する。

2 情報の収集・整理

県は、住民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動との連携を図る。

3 安否情報の提供

県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、市町、所在県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3 風評被害対策

1 県は、国および市町と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、または影響を軽減するため、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

2 国内外への正確な情報発信・国外からの風評被害の影響に留意し、次のような項目を考慮する。

ア 商品等の適正な流通促進および観光地の安全性のアピールのための広報活動

イ 放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の実施

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

(知事公室、総合企画部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、子ども若者部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部、教育委員会、警察本部、企業庁)

第1 計画の方針

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「O I Lと防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。

原子力事業所において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるE A Lに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。

原子力事業所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてU P Z外においても屋内退避を実施する。

それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、U P Z（必要に応じてそれ以外も含む。）で空間放射線量率の測定を行い、O I Lに基づく防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。

この方針に沿って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図

る。

第2 防護措置基準

原子力災害対策指針の「防護措置基準」は、別表3のとおりである。

この防護措置基準は、IAEAにおいてその改定が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方公共団体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしている。

県では、これに基づいて避難等の防護措置を実施することとする。

別表3 防護措置基準

O I Lと防護措置について（原子力災害対策指針を基に滋賀県で一部修正）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1 か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニング(避難退域時検査)を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね一日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第3 避難、屋内退避等の防護措置の実施主体

住民の避難等の措置を講ずるに当たっては、関係周辺市だけでなく、県、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施するものとする。

関係周辺市は、県より避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示するものとする。

第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施

- 1 県は、警戒事態発生時には、UPZに滞在する一時滞在者に帰宅を呼びかけるよう関係周辺市に連絡する。
- 2 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請または独自の判断により、UPZにおける屋内退避の準備を開始するよう関係周辺市に連絡する。
- 3 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、国の要請または独自の判断により、関係周辺市に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請する。なお、原子力災害対策指針では、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や、住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避中にも実施できるものとされている。
また、屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として国が行い、それ以降は日々行うものとされている。
- 4 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、UPZ外の市町に対し、関係周辺市が行う防護措置の準備への協力の要請および必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

- 5 国は、放射性物質が放出された後は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。
- 6 国は、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないことおよび既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の解除を行うこととされている。
- 7 県は、物資の不足等により屋内退避中の生活の維持に困難を伴う場合など、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、または、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示および放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、もしくは超えるおそれがあると認められる場合は、市町に対し、住民等に対する屋内退避または避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請する。
- 8 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、輸送すべき人ならびに輸送すべき場所および期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。
なお、県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該輸送を行うべきことを指示するものとする。
- 9 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努める。また、県は、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。
- 10 県は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示す。
- 11 県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県内の他の市町への広域避難については、県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションにおいて影響が少ない市町のうち、高速道路など道路を使った移動が容易であること、および受入れ可能施設の収容可能人数が一定規模あり、ある程度まとまった受入れが可能であることを考慮し、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。
- 12 県は、避難所の確保を図るため、必要に応じて、近隣府縣市や関西広域連合にも

応援要請・協力を求めるなど連携の確保に努める。

また、県域を越える広域的な避難等を要する事態となった場合、県は災害の状況や緊急時モニタリング結果、気象情報等について総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。

その際、関西方面に避難する必要があると判断した場合には、原則として大阪府に対して避難の受入れ要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡するものとし、中部方面に避難する必要があると判断した場合には、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）」に基づき、応援要請を行う。

なお、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

- 13 県は、災害の実態に応じて、市町と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難について配慮するものとする。
- 14 県は、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、感染症対策の観点を取り入れた防護措置を実施する。

第5 避難所等

- 1 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ指定避難所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援する。
- 2 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県および市町に提供する。
- 3 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- 4 県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。
特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
また、県は市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- 5 各避難所運営者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女

のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点に配慮する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室（搾乳スペース含む）の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、性暴力・DVの発生を防止するため、安全に配慮するよう努めるものとし、警察、病院、支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- 6 県は、国および避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- 7 県は、国および避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 8 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。

第6 広域一時滞在

- 1 被災市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難および避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては、県とともに当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。
- 2 県は、被災市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、その要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を被災市町に代わって行う。
- 3 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。
- 4 国は、市町および県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、その要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を被災市町および県に代わって行うこととされている。

- 5 原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁および緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。

県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請する。

- 6 県は、被災した場合、避難収容関係省庁および緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

7 市町への協力応援体制

県は、広域避難施設の開設、関係周辺市への応援など県内市町間の協力応援体制を整備するものとする。

第7 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

- 1 原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査および簡易除染を実施するよう、地方公共団体に指示するものとされている。

県は、避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）の避難退域時検査および原子力災害医療の提供を判断するための検査ならびに検査結果に応じたO I Lに基づく除染を行う。

- 2 避難中継所の運営にあたっては、避難者の受入れ、スクリーニングから避難所への送り出しにいたる一連の対応のため、県・関係周辺市・消防・県警察等による「避難中継所運営本部」を設置する。

第8 安定ヨウ素剤の予防服用

- 1 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難または屋内退避等の対象区域を含む市町、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

- 2 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。

なお、安定ヨウ素剤の服用に係る指示は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として、避難指示と併せて行うこととされている。

- 3 県は、避難または屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、医療従事者等の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医療従事者等を立ち会わせることができない場合には、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

第9 要配慮者への配慮

- 1 県は、市町と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者および一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮

し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居に努める。また、高齢者、障害者向け、応急仮設住宅の早急な設置と、要配慮者に向けた情報の提供についても伝達手段・方法等十分配慮する。

- 2 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、他の府県および国に対し、受入協力を要請する。

- 3 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させる。入所者または利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、他の府県および国に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行う。

第10 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または市町に対し速やかにその旨を連絡する。

第11 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させる。

第12 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

県は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町長が設定した警戒区域または避難を指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとる。

第13 飲食物および生活必需品の供給

県は、関係周辺市から、避難所等において必要となる飲食物および生活必需品の調達等への協力要請を受けた場合または状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給または貸与を行うとともに、必要に応じて、あらかじめ協定を締結している業界団体等に対し、物資の調達要請等を行うものとする。

第14 放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応

発電所からの放射性物質の累積が局所的に生じ、国が「計画的避難区域」等を設定した場合（事故発生後1年間の線量が20mSvを越える地点が存在）、県は、関係す

る市町に避難に必要な事項について指示を行う。

第6節 緊急輸送活動

(知事公室、土木交通部、警察本部)

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の円滑な実施

県は、必要があるときは、県警察本部と協議・調整して関係周辺市および防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保する。

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ①救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員および資機材
- ②負傷者、要配慮者を中心とした避難者等
- ③緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国から派遣される専門家、緊急時環境放射線モニタリング要員、情報通信要員等）および必要とされる資機材
- ④避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤食料等生命の維持に必要な物資
- ⑥その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 県は、人員、車両、船舶等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や隣接県等に支援を要請する。
- (3) 県は、(2)によっても人員、車両、船舶等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

第2 緊急輸送のための交通確保

1 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。交通規制の実施にあたっては、P A Zなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずる。

また、国等から派遣される専門家および緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努める。

2 緊急交通路の確保

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、緊急交通路を確保するため、停電時にも機能する信号機、交通情報板、交通監視カメラの整備充実に努める。また、交通規制を確実にを行うための移動式標識

等の整備に努める。

3 湖上輸送

関係周辺市において、陸上輸送が困難と判断した場合または湖上輸送が合理的であると判断した場合、県は、当該関係周辺市からの要請に基づき、自衛隊および近畿運輸局に対して、湖上輸送について協力を要請する。

第7節 飲食物の摂取制限等

(知事公室、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、農政水産部、企業庁)

- 1 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限および摂取制限を実施する。
- 2 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。
- 3 県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況調査の要請を受け、または独自の判断により、飲食物の検査を実施する。
また、県は、国の指導・助言および指示に基づき、または独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施する。

第8節 救助・救急対策計画

(知事公室)

第1 計画の方針

原子力災害は広域的な災害となる可能性があるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救助・救急活動および火災予防体制を確立し、迅速かつ的確に実施する。

また、救助・救急活動に従事する者について被ばく管理を行う。

第2 陸上における救助・救急および火災予防対策

1 関係周辺市の措置

(1) 救助・救急活動および火災予防

関係周辺市は、関係周辺市の消防機関が救助・救急活動を行うにあたり、県警察その他防災機関と協力して救助・救急活動を実施する。

また、県警察その他防災関係機関と協力し、住民に対して退避等の指示を行うと同時に、火気の遮断による出火防止や火災発生時の初期消火についての広報を行い、火災予防に努める。

(2) 救助・救急活動の応援要請

関係周辺市は、県に対し被害の状況および応援の必要性等を連絡するとともに

に、関係周辺市自体の能力で救助・救急活動を行うことが困難なとき、または救助・救急活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、滋賀県広域消防相互応援協定や滋賀県下消防団広域相互応援協定に基づき県内市町に対し応援を要請する。

2 県の措置

(1) 資機材の確保

県は、関係周辺市の行う救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県、原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

(2) 救助・救急活動の応援要請

ア 県は、関係周辺市から救助・救急活動について応援要請があった場合、または災害の状況等から必要と認められる場合には、消防庁、関係周辺市以外の市町、県警察、原子力事業者等に対し応援を要請するものとし、この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

イ 県は、関係周辺市から、他都道府県の応援要請を求められた場合または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合には、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った関係周辺市に連絡する。

第3 空からの救助・救急対策

1 関係周辺市の措置

関係周辺市は、ヘリコプターを活用した活動のために、あらかじめ緊急離着陸場の指定を行い、迅速な情報収集や救助・救急活動を行うために有効なヘリコプターの活用を図る。

2 県の措置

(1) 県は、関係周辺市から空中からの救助・救急活動について応援要請があった場合、または災害の状況等から必要と認められる場合には、県防災ヘリコプターによる救助・救急活動を行うとともに、必要に応じ県警察に対し応援を要請する。

(2) 県は、関係周辺市から他都道府県等のヘリコプターの応援要請があった場合は、速やかに広域航空消防応援によるヘリコプターの派遣を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った関係周辺市に連絡する。

第4 活動調整会議の設置

県は、緊急消防援助隊の応援を要請し、かつ消防応援活動調整本部を設置した場合、消防の応援等の総合調整を行うことから、広域的支援部隊（緊急消防援助隊、警察災害派遣隊および自衛隊災害派遣部隊など）の派遣を要請した場合、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図ることを目的に災害対策本部に活動調整会議を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。

また、救助機関が相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動調整会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るものとする。なお、活動調整会議については、必要に応じて市町災害対策本部に設置される市町の活動調整会議や災害現場における現地合同調整所から情報を得て、活動調整を行うものとする。

第9節 原子力災害医療計画

(知事公室、健康医療福祉部)

第1 計画の方針

住民の生命・身体を原子力災害から守るためには、総合的な判断と統一された見解に基づく医療の提供が必要であることから、県は、災害対策本部に保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉調整本部長の指揮のもと関係市町および関連医療機関と密接な連携を取りながら、原子力災害医療体制の構築を図る。

第2 原子力災害医療体制

1 体制構築の指針

原子力災害医療においては、速やかな対応が必要であることから、避難所等における体制とともに、原子力災害拠点病院を中心とした被ばく医療体制を構築する。

また、全面緊急事態に至らない場合や県内における放射性物質による事故での被ばく患者もあわせて対象とする。

2 原子力災害医療体制を構成する機関

(1) 県災害対策本部

構成機関：県

役割：災害対策本部に保健医療福祉調整本部を設置し、原子力災害医療措置が円滑に行われるよう指揮するものとする。

(2) 原子力災害医療調整官

構成機関：原子力災害発生時における専門的な知識および技能を有する災害医療コーディネーター

役割：原子力災害発生時の医療救護活動が円滑に行われるよう実務を統括し保健医療福祉調整本部長を補佐する。

(3) 避難所等

構成機関：市町、保健所、原子力災害医療チーム、関西広域連合が派遣する原子力災害医療チーム

役割：避難してきた住民等に対し、スクリーニング、簡易な除染、問診、応急処置等を行うとともに、心身の健康相談にも応ずる。必要に応じて安定ヨウ素剤の服用確認および投与を行う。

(4) 周辺の医療機関

構成機関：UPZ外の医療機関

役割：汚染の可能性のある者のスクリーニング検査への紹介、急性放射線症候群が疑われる者の原子力災害拠点病院または原子力災害医療協力機関（以下「原子力災害拠点病院等」という。）への紹介、汚染のない者の救命処置（救急診療）、健康相談（平時における安定ヨウ素剤服用に関する相談を含む。）。

(5) 原子力災害拠点病院

構成機関：長浜赤十字病院、大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院

役割：汚染の残存の有無にかかわらず急性放射線症候群の発症者または原子力災害医療協力機関等で除染・処置等を行った後もなお汚染が残

存する者に対し、専門的な診療（入院診療）を実施し、高度被ばく医療支援センターへの転送の判断を行う。

(6) 原子力災害医療協力機関

構成機関：登録医療機関等

役割：避難所等から搬送されてきた汚染のある患者および急性放射線症候群が疑われる者に対する初期診療や救急診療（外来診療）を実施し、原子力災害拠点病院または高度被ばく医療支援センターへの搬送の判断を行う。U P Z 外に立地する原子力災害医療協力機関は、U P Z 内の原子力災害拠点病院等の対応能力を超える事態が発生し、または発生するおそれがある場合は、当該原子力災害拠点病院等に対する医師等の医療関係者の派遣および当該原子力災害拠点病院等の患者の受入れを行う。

(7) 高度被ばく医療支援センター

構成機関：国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立大学法人福井大学

役割：原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、原子力災害拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う。

(8) 原子力災害医療・総合支援センター

構成機関：国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学

役割：原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動支援を行うとともに、自ら原子力災害医療派遣チームを編成する。

(9) 搬送機関

構成機関：消防機関、自衛隊等

役割：避難所、原子力災害拠点病院等および高度被ばく医療支援センター間の患者の搬送を行う（汚染のない傷病者の原子力災害拠点病院等以外の医療機関への搬送を含む。）。

(10) 原子力災害医療チーム

構成機関：原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関

役割：県の要請に応じ、避難所等または高島市内および長浜市内の原子力災害拠点病院等と協力して原子力災害医療活動を行う。

(11) 関西広域連合が派遣する原子力災害医療チーム

構成機関：関西広域連合広域医療局が派遣する医療関係者

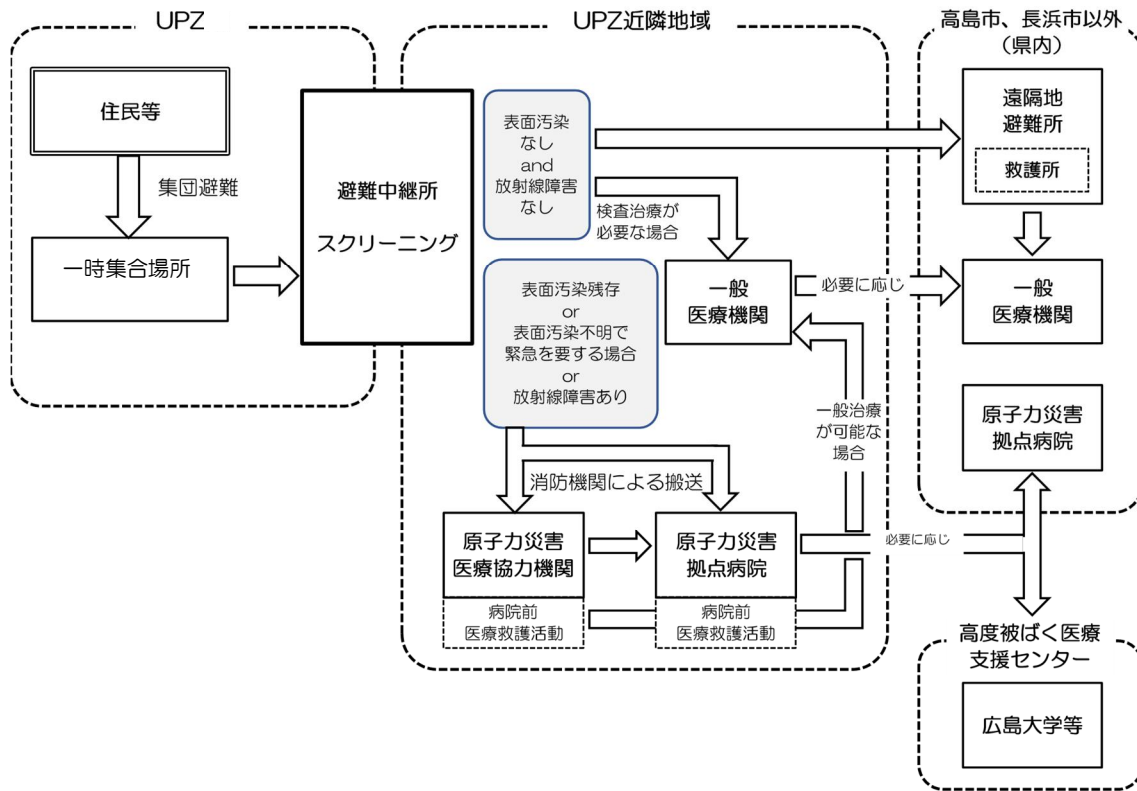
役割：避難所等または高島市内および長浜市内の原子力災害医療機関等において原子力災害医療活動を行う。

(12) 原子力災害医療派遣チーム

構成機関：原子力災害医療・総合支援センター

役割：原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、

被災道府県の保健医療ニーズに応じて様々な保健医療関係団体等から保健医療関連チームが派遣される。その中で原子力災害医療派遣チーム（医師、看護師および放射線防護関係者4名以上で構成）は、原子力災害の緊急事態応急対策の段階における被災道府県の救急医療等を行う。



原子力災害医療活動全体フロー

第3 原子力災害医療措置

1 原子力災害医療体制

県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、DMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。

2 診療状況の把握

県は、国および拠点となる医療機関と協力し、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

3 被ばく患者の搬送先の判断

被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等により、明らかにある程度の被ばくをしたと推測できる者に対しては、原子力災害医療協力機関を経ずに、原子力災害拠点病院または高度被ばく医療支援センターに搬送することが有効であるため、現場の医師の判断で搬送先を決定する。

4 外部専門機関への要請

県は、関西広域連合または国に対し、医療チームの派遣および放射線障害専門病院等へ被ばく患者の受入れの要請を行う。

5 派遣受入れの調整および活動場所の確保

県は、県内または近隣都道府県からの原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害拠点病院等、救護所等、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等）の確保を図るものとする。

6 原子力災害拠点病院等における汚染および被ばくの防止

原子力災害拠点病院等は、被ばく患者の診療に際して、医療関係者および一般の患者等の二次汚染および被ばく防止措置を講ずる。

7 原子力災害医療マニュアル等

原子力災害医療についてはこの計画で定めるほか、原子力災害医療マニュアル等で定める。

第10節 災害警備の実施

(知事公室、総合企画部、土木交通部、警察本部)

第1 事前の措置

県警察は、原子力災害が発生したとの情報を得たときは、情報の確認を行うとともに、関係周辺市等が避難等の指示等を行う場合に備え、避難誘導、救出救助等災害警備活動に要する部隊の招集等必要な措置を講じる。

第2 警戒区域等の周知

県警察は、関係周辺市等が避難等の指示等を行ったときは、関係周辺市等と連携し、パトカー、交番・駐在所の拡声器等を活用した住民等への情報伝達により、その周知を図るものとする。

第3 要配慮者等住民の避難誘導

県警察は、関係周辺市等が避難等の指示等を行ったときは、警察署、交番・駐在所を活動拠点とし、防災関係機関と連携して避難誘導活動を行う。

また、避難等の指示等がなされた区域内の居住者数および要配慮者の状況等ならびに他の被災地からの避難者の状況等により、避難経路となる幹線道路の交通容量が不足するなど速やかな避難ができないおそれがある場合は、関係機関と連携し、船舶、ヘリコプター等避難手段の確保に努める。

第4 要配慮者等住民の救出・救助

県警察は、関係周辺市等が避難等の指示等を行ったときは、防災関係機関と連携し、警察署、交番・駐在所に配備された装備資機材を活用して要配慮者等住民の救出・救助活動を行う。

第5 行方不明者の搜索

県警察は、関係周辺市等が避難等の指示等を行った区域に行方不明者がいるおそれがあるときは、県、関係周辺市等防災関係機関と連携して行方不明者の搜索活動を行う。

第6 検視活動および遺族支援等

1 発見時の通報

県、関係周辺市、消防、病院等医療機関は、原子力災害の発生による避難誘導、救出救助活動等で死亡者を発見した場合は県警察へ通報するものとする。

2 関係機関との連携と必要な措置

県警察は、県、関係周辺市、防災関係機関と連携し、検視、身元確認等の必要な措置を講じるとともに、遺族の心のケア等（グリーフケア）を行うなど遺族への適切な支援を行うものとする。

第7 治安の確保

1 警戒区域等における各種犯罪防止

県および県警察は、県民の安全・安心を確保するため、関係周辺市と連携し、避難等の指示等を行った区域のほか、避難所や仮設住宅における盗難等の各種犯罪の未然防止など各種活動を推進する。

また、県および県警察は、官民連携のもと被災地に限らず、原子力災害に乗じたサイバー犯罪に関する情報収集および住民への適切な情報提供を行う等、社会混乱の抑制に努める。

2 関係機関との連携

県および県警察は、前項の活動を推進するにあたっては、市町、ボランティア、事業者等と連携を図る。

3 職員の被ばく防止措置等

県は、警戒区域内において警戒活動を行う警察職員の被ばく防止に伴いモニタリング数値の提供等必要な支援を行う。

第8 情報通信の確保

県警察は、近畿管区警察局滋賀県情報通信部と連携し、警戒区域およびその周辺にある無線施設を保全し、電源供給を確保する等災害警備活動に必要な情報通信の確保に努める。

第9 交通対策

1 方針

県警察は、関係周辺市等が避難等の指示を行ったときは、緊急輸送および避難が円滑に行われるよう、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限して緊急交通路および避難路を確保するものとする。

2 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知機、光ビーコン等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

3 緊急交通路等の確保

(1) 緊急交通路の指定

県公安委員会は、県および関係周辺市等が定める広域避難計画や道路状況に基づき、高速道路、国道、主要地方道等を中心とした緊急交通路を指定する。

(2) 交通規制

県警察は、県、市町、関係機関と連携し、緊急交通路に指定された道路について、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに、被災状況を考慮して適切な迂（う）回路への誘導を行う。

また、避難が安全かつ円滑に行われるよう、避難路についても必要に応じて交通規制を行う。

(3) 交通障害物の除去

県警察は、道路管理者等と連携し、放置車両その他交通障害物の除去に努め、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

(4) 警備業者等への派遣要請

県警察は、被災状況により必要があるときは、交通整理、避難誘導等の災害警備を行うため、協定を締結している警備業者等に対し、同協定に基づく派遣要請を行う。

4 広域交通規制の実施

県警察は、大規模災害発生時等の広域交通規制管制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通規制を実施する。

また、緊急交通路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施するため広域緊急援助隊(交通部隊)の派遣要請を行う。

5 情報の提供

県警察は、緊急交通路の確保、迂（う）回路への誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネットメール、道路交通情報板、道路交通情報センター、光ビーコン等により緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに、可能な限り最新の交通情報を提供する。

6 緊急通行車両の確認等

県警察は、災害発生時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車両を使用する者から、災害発生より前において、緊急通行車両であることの確認の申出を受けるとともに、緊急通行車両確認証明書および標章を交付するなど、事前の緊急通行車両の確認を推進する。

災害発生時においては、県警察は、緊急通行車両を使用する者からの申出により、災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書および標章を交付する。

第10 災害警備に伴う被ばく管理

県警察は、災害警備に従事する者について被ばく管理を徹底する。

第11 複合災害への対応

地震等による大規模な自然災害等との複合災害が発生した場合においては、地域防災計画各編の定めるところにより、要配慮者等住民の救出救助活動等を行うものとする。

第11節 自発的支援の受入れ等

(健康医療福祉部、子ども若者部)

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県および国、関係団体は、適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ等

県および国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者・障害者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第2 義援金品の受入れ

県および被災市は、被災地の状況等を十分考慮し、県内および県外から災害義援金品の募集・受入れを行う。また、義援金品の受付については、県、被災市その他関係機関が受付窓口を設けて行う。

受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

なお、義援金品の「募集」、「受付」、「配分」事務の取扱いについては、震災対策編に掲げる義援金品配分計画に準じて対応する。

第12節 行政機関の業務継続に係る措置

(全部局)

第1 避難先への退避

県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。

第2 業務の継続

県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第3 市町業務継続のための支援

県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行う。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

(全部局)

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

(知事公室)

県は、市町が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受ける。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

(知事公室、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、農政水産部、企業庁)

県は、国、市町、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

(知事公室、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、農政水産部、企業庁)

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係省庁および原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

第6節 影響調査の実施等

(知事公室、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、農政水産部、土木交通部、企業庁)

第1 災害地域住民の記録

県は、市町が、避難および屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

第2 影響調査の実施

県は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

第3 災害対策措置状況等の記録

県は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置および事後対策措置を記録しておく。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

(知事公室、総務部、健康医療福祉部、子ども若者部、商工観光労働部、農政水産部)

- 1 県は、国、市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- 2 県および市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 3 県は、国および市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成相談窓口等を実施する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 4 県は市町と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

(商工観光労働部、農政水産部)

県は、国および市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するために、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第9節 被災中小企業等に対する支援

(商工観光労働部)

県は、国と連携し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

(健康医療福祉部、子ども若者部)

県は関係周辺市とともに、関係周辺市の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第11節 物価の監視

(総合企画部)

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第12節 各種制限措置の解除

(知事公室、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、農政水産部、土木交通部、警察本部、企業庁)

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言および指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係する機関に指示する。また、解除実施状況を把握し、各種制限措置が適切に解除されたことを確認する。

第13節 治安の確保および交通対策の中長期的対応

(総合企画部、土木交通部、会計管理局、警察本部)

第1 治安対策

県は、警察と連携し、警戒区域等の設定が長期間に及んだ場合において、警戒区域等における治安対策を継続して行うものとする。また、被災住民の転入、復旧・復興事業関連事業者等の長期滞在などにより、人口分布の変化が予想されることから、治安環境に応じた警察署、交番・駐在所等警察基盤の再編・整備を図り、各種犯罪の予防等治安の維持に努めるものとする。

第2 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、復旧・復興事業への参入・介入等に関する情報収集と動向把握を強化し、関係行政機関、関係業界団体等に必要な働きかけを行うとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

また、県および関係周辺市は、県警察と連携し、受注者、下請業者等を把握し、滋賀県暴力団排除条例等に基づき暴力団排除のための措置の徹底を図るものとする。

第3 交通対策

県は、県警察、道路管理者と連携し、警戒区域等の設定が長期化および復旧・復興関連事業の促進による県内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備、交通施設の増設等交通環境の整備を推進するものとする。

(別添 1)

表 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について
(敦賀発電所 2 号炉)

No.	市名	町丁大字名	備考
長浜 1	長浜市	小谷上山田町	
長浜 2	長浜市	下山田	
長浜 3	長浜市	湖北町二俣	
長浜 4	長浜市	小谷丁野町	
長浜 5	長浜市	湖北町八日市	
長浜 6	長浜市	湖北町青名	
長浜 7	長浜市	湖北町猫口	
長浜 8	長浜市	高月町井口	
長浜 9	長浜市	高月町持寺	
長浜 10	長浜市	高月町洞戸	
長浜 11	長浜市	高月町尾山	
長浜 12	長浜市	高月町保延寺	
長浜 13	長浜市	高月町雨森	
長浜 14	長浜市	高月町高野	
長浜 15	長浜市	高月町柏原	
長浜 16	長浜市	高月町渡岸寺	
長浜 17	長浜市	高月町落川	
長浜 18	長浜市	高月町馬上	
長浜 19	長浜市	高月町森本	
長浜 20	長浜市	高月町高月	
長浜 21	長浜市	高月町宇根	
長浜 22	長浜市	高月町東阿閉	
長浜 23	長浜市	高月町東柳野	
長浜 24	長浜市	高月町柳野中	
長浜 25	長浜市	高月町西柳野	
長浜 26	長浜市	高月町重則	
長浜 27	長浜市	高月町松尾	
長浜 28	長浜市	高月町西野	
長浜 29	長浜市	高月町熊野	
長浜 30	長浜市	高月町片山	
長浜 31	長浜市	高月町西阿閉	
長浜 32	長浜市	高月町東高田	
長浜 33	長浜市	高月町布施	
長浜 34	長浜市	高月町唐川	
長浜 35	長浜市	高月町横山	
長浜 36	長浜市	高月町東物部	
長浜 37	長浜市	高月町西物部	

No.	市名	町丁大字名	備考
長浜 38	長浜市	高月町磯野	
長浜 39	長浜市	木之本町金居原	
長浜 40	長浜市	木之本町杉野	
長浜 41	長浜市	木之本町杉本	
長浜 42	長浜市	木之本町音羽	
長浜 43	長浜市	木之本町大見	
長浜 44	長浜市	木之本町川合	
長浜 45	長浜市	木之本町古橋	
長浜 46	長浜市	木之本町石道	
長浜 47	長浜市	木之本町小山	
長浜 48	長浜市	木之本町木之本	
長浜 49	長浜市	木之本町廣瀬	
長浜 50	長浜市	木之本町黒田	
長浜 51	長浜市	木之本町田部	
長浜 52	長浜市	木之本町千田	
長浜 53	長浜市	木之本町大音	
長浜 54	長浜市	木之本町飯浦	
長浜 55	長浜市	木之本町山梨子	
長浜 56	長浜市	木之本町西山	
長浜 57	長浜市	木之本町田居	
長浜 58	長浜市	木之本町北布施	
長浜 59	長浜市	木之本町赤尾	
長浜 60	長浜市	余呉町坂口	
長浜 61	長浜市	余呉町下余呉	
長浜 62	長浜市	余呉町中之郷	
長浜 63	長浜市	余呉町八戸	
長浜 64	長浜市	余呉町川並	
長浜 65	長浜市	余呉町下丹生	
長浜 66	長浜市	余呉町上丹生	
長浜 67	長浜市	余呉町摺墨	
長浜 68	長浜市	余呉町菅並	
長浜 69	長浜市	余呉町小原	
長浜 70	長浜市	余呉町田戸	
長浜 71	長浜市	余呉町奥川並	
長浜 72	長浜市	余呉町鷺見	
長浜 73	長浜市	余呉町尾羽梨	
長浜 74	長浜市	余呉町針川	
長浜 75	長浜市	余呉町文室	
長浜 76	長浜市	余呉町国安	

No.	市名	町丁大字名	備考
長浜 77	長浜市	余呉町東野	
長浜 78	長浜市	余呉町今市	
長浜 79	長浜市	余呉町新堂	
長浜 80	長浜市	余呉町池原	
長浜 81	長浜市	余呉町小谷	
長浜 82	長浜市	余呉町柳ヶ瀬	
長浜 83	長浜市	余呉町椿坂	
長浜 84	長浜市	余呉町中河内	
長浜 85	長浜市	西浅井町塩津浜	
長浜 86	長浜市	西浅井町祝山	
長浜 87	長浜市	西浅井町野坂	
長浜 88	長浜市	西浅井町塩津中	
長浜 89	長浜市	西浅井町余	
長浜 90	長浜市	西浅井町集福寺	
長浜 91	長浜市	西浅井町沓掛	
長浜 92	長浜市	西浅井町横波	
長浜 93	長浜市	西浅井町岩熊	
長浜 94	長浜市	西浅井町大浦	
長浜 95	長浜市	西浅井町菅浦	
長浜 96	長浜市	西浅井町月出	
長浜 97	長浜市	西浅井町八田部	
長浜 98	長浜市	西浅井町山田	
長浜 99	長浜市	西浅井町小山	
長浜 100	長浜市	西浅井町山門	
長浜 101	長浜市	西浅井町中	
長浜 102	長浜市	西浅井町庄	
長浜 103	長浜市	西浅井町黒山	
高島 1	高島市	マキノ町海津	
高島 2	高島市	マキノ町西浜	
高島 3	高島市	マキノ町小荒路	
高島 4	高島市	マキノ町野口	
高島 5	高島市	マキノ町在原	
高島 6	高島市	マキノ町山中	
高島 7	高島市	マキノ町下	
高島 8	高島市	マキノ町浦	
高島 9	高島市	マキノ町寺久保	
高島 10	高島市	マキノ町蛭口	
高島 11	高島市	マキノ町石庭	
高島 12	高島市	マキノ町牧野	

No.	市名	町丁大字名	備考
高島 13	高島市	マキノ町白谷	
高島 14	高島市	マキノ町上開田	
高島 15	高島市	マキノ町下開田	
高島 16	高島市	マキノ町辻	
高島 17	高島市	マキノ町森西	
高島 18	高島市	マキノ町沢	
高島 19	高島市	マキノ町知内	
高島 20	高島市	マキノ町新保	
高島 21	高島市	マキノ町中庄	
高島 22	高島市	マキノ町大沼	
高島 23	高島市	マキノ町高木浜	
高島 24	高島市	今津町今津	
高島 25	高島市	今津町南新保	
高島 26	高島市	今津町大供	
高島 27	高島市	今津町大供大門	
高島 28	高島市	今津町弘川	
高島 29	高島市	今津町下弘部	
高島 30	高島市	今津町上弘部	
高島 31	高島市	今津町藺生	
高島 32	高島市	今津町梅原	
高島 33	高島市	今津町岸脇	
高島 34	高島市	今津町住吉	
高島 35	高島市	今津町中沼	
高島 36	高島市	今津町名小路	
高島 37	高島市	今津町松陽台	
高島 38	高島市	今津町舟橋	
高島 39	高島市	今津町桜町	
高島 40	高島市	今津町深清水	
高島 41	高島市	今津町桂	
高島 42	高島市	今津町酒波	
高島 43	高島市	今津町日置前	
高島 44	高島市	今津町福岡	
高島 45	高島市	今津町北仰	
高島 46	高島市	今津町浜分	
高島 47	高島市	今津町南生見	
高島 48	高島市	今津町北生見	
高島 49	高島市	今津町角川	
高島 50	高島市	今津町保坂	
高島 51	高島市	今津町途中谷	

No.	市名	町丁大字名	備考
高島 52	高島市	今津町棕川	
高島 53	高島市	今津町杉山	
高島 54	高島市	今津町天増川	
高島 55	高島市	今津町追分	
高島 56	高島市	今津町狭山	
高島 57	高島市	安曇川町上古賀の一部	UPZ に地域コミュニティなし（注）
高島 58	高島市	新旭町藁園	
高島 59	高島市	新旭町饗庭	
高島 60	高島市	新旭町針江	
高島 61	高島市	新旭町深溝	

注：地域コミュニティとは、高島市にて「自治会」、「区」等の名称を持つ行政区の意。

表 2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について
(美浜発電所 3 号炉)

No.	市名	町丁大字名	備考
長浜 1	長浜市	小谷上山田町	
長浜 2	長浜市	下山田	
長浜 3	長浜市	湖北町二俣	
長浜 4	長浜市	小谷丁野町	
長浜 5	長浜市	湖北町八日市	
長浜 6	長浜市	湖北町青名	
長浜 7	長浜市	湖北町猫口	
長浜 8	長浜市	高月町井口	
長浜 9	長浜市	高月町持寺	
長浜 10	長浜市	高月町洞戸	
長浜 11	長浜市	高月町尾山	
長浜 12	長浜市	高月町保延寺	
長浜 13	長浜市	高月町雨森	
長浜 14	長浜市	高月町高野	
長浜 15	長浜市	高月町柏原	
長浜 16	長浜市	高月町渡岸寺	
長浜 17	長浜市	高月町落川	
長浜 18	長浜市	高月町馬上	
長浜 19	長浜市	高月町森本	
長浜 20	長浜市	高月町高月	
長浜 21	長浜市	高月町宇根	
長浜 22	長浜市	高月町東阿閉	
長浜 23	長浜市	高月町東柳野	
長浜 24	長浜市	高月町柳野中	
長浜 25	長浜市	高月町西柳野	
長浜 26	長浜市	高月町重則	
長浜 27	長浜市	高月町松尾	
長浜 28	長浜市	高月町西野	
長浜 29	長浜市	高月町熊野	
長浜 30	長浜市	高月町片山	
長浜 31	長浜市	高月町西阿閉	
長浜 32	長浜市	高月町東高田	
長浜 33	長浜市	高月町布施	
長浜 34	長浜市	高月町唐川	
長浜 35	長浜市	高月町横山	
長浜 36	長浜市	高月町東物部	
長浜 37	長浜市	高月町西物部	
長浜 38	長浜市	高月町磯野	

No.	市名	町丁大字名	備考
長浜 39	長浜市	木之本町金居原	
長浜 40	長浜市	木之本町杉野	
長浜 41	長浜市	木之本町杉本	
長浜 42	長浜市	木之本町音羽	
長浜 43	長浜市	木之本町大見	
長浜 44	長浜市	木之本町川合	
長浜 45	長浜市	木之本町古橋	
長浜 46	長浜市	木之本町石道	
長浜 47	長浜市	木之本町小山	
長浜 48	長浜市	木之本町木之本	
長浜 49	長浜市	木之本町廣瀬	
長浜 50	長浜市	木之本町黒田	
長浜 51	長浜市	木之本町田部	
長浜 52	長浜市	木之本町千田	
長浜 53	長浜市	木之本町大音	
長浜 54	長浜市	木之本町飯浦	
長浜 55	長浜市	木之本町山梨子	
長浜 56	長浜市	木之本町西山	
長浜 57	長浜市	木之本町田居	
長浜 58	長浜市	木之本町北布施	
長浜 59	長浜市	木之本町赤尾	
長浜 60	長浜市	余呉町坂口	
長浜 61	長浜市	余呉町下余呉	
長浜 62	長浜市	余呉町中之郷	
長浜 63	長浜市	余呉町八戸	
長浜 64	長浜市	余呉町川並	
長浜 65	長浜市	余呉町下丹生	
長浜 66	長浜市	余呉町上丹生	
長浜 67	長浜市	余呉町摺墨	
長浜 68	長浜市	余呉町菅並	
長浜 69	長浜市	余呉町小原	
長浜 70	長浜市	余呉町田戸	
長浜 71	長浜市	余呉町奥川並	
長浜 72	長浜市	余呉町鷺見	
長浜 73	長浜市	余呉町尾羽梨	
長浜 74	長浜市	余呉町針川	
長浜 75	長浜市	余呉町文室	
長浜 76	長浜市	余呉町国安	
長浜 77	長浜市	余呉町東野	

No.	市名	町丁大字名	備考
長浜 78	長浜市	余呉町今市	
長浜 79	長浜市	余呉町新堂	
長浜 80	長浜市	余呉町池原	
長浜 81	長浜市	余呉町小谷	
長浜 82	長浜市	余呉町柳ヶ瀬	
長浜 83	長浜市	余呉町椿坂	
長浜 84	長浜市	余呉町中河内	
長浜 85	長浜市	西浅井町塩津浜	
長浜 86	長浜市	西浅井町祝山	
長浜 87	長浜市	西浅井町野坂	
長浜 88	長浜市	西浅井町塩津中	
長浜 89	長浜市	西浅井町余	
長浜 90	長浜市	西浅井町集福寺	
長浜 91	長浜市	西浅井町沓掛	
長浜 92	長浜市	西浅井町横波	
長浜 93	長浜市	西浅井町岩熊	
長浜 94	長浜市	西浅井町大浦	
長浜 95	長浜市	西浅井町菅浦	
長浜 96	長浜市	西浅井町月出	
長浜 97	長浜市	西浅井町八田部	
長浜 98	長浜市	西浅井町山田	
長浜 99	長浜市	西浅井町小山	
長浜 100	長浜市	西浅井町山門	
長浜 101	長浜市	西浅井町中	
長浜 102	長浜市	西浅井町庄	
長浜 103	長浜市	西浅井町黒山	
高島 1	高島市	マキノ町海津	
高島 2	高島市	マキノ町西浜	
高島 3	高島市	マキノ町小荒路	
高島 4	高島市	マキノ町野口	
高島 5	高島市	マキノ町在原	
高島 6	高島市	マキノ町山中	
高島 7	高島市	マキノ町下	
高島 8	高島市	マキノ町浦	
高島 9	高島市	マキノ町寺久保	
高島 10	高島市	マキノ町蛭口	
高島 11	高島市	マキノ町石庭	
高島 12	高島市	マキノ町牧野	
高島 13	高島市	マキノ町白谷	

No.	市名	町丁大字名	備考
高島 14	高島市	マキノ町上開田	
高島 15	高島市	マキノ町下開田	
高島 16	高島市	マキノ町辻	
高島 17	高島市	マキノ町森西	
高島 18	高島市	マキノ町沢	
高島 19	高島市	マキノ町知内	
高島 20	高島市	マキノ町新保	
高島 21	高島市	マキノ町中庄	
高島 22	高島市	マキノ町大沼	
高島 23	高島市	マキノ町高木浜	
高島 24	高島市	今津町今津	
高島 25	高島市	今津町南新保	
高島 26	高島市	今津町大供	
高島 27	高島市	今津町大供大門	
高島 28	高島市	今津町弘川	
高島 29	高島市	今津町下弘部	
高島 30	高島市	今津町上弘部	
高島 31	高島市	今津町藺生	
高島 32	高島市	今津町梅原	
高島 33	高島市	今津町岸脇	
高島 34	高島市	今津町住吉	
高島 35	高島市	今津町中沼	
高島 36	高島市	今津町名小路	
高島 37	高島市	今津町松陽台	
高島 38	高島市	今津町舟橋	
高島 39	高島市	今津町桜町	
高島 40	高島市	今津町深清水	
高島 41	高島市	今津町桂	
高島 42	高島市	今津町酒波	
高島 43	高島市	今津町日置前	
高島 44	高島市	今津町福岡	
高島 45	高島市	今津町北仰	
高島 46	高島市	今津町浜分	
高島 47	高島市	今津町南生見	
高島 48	高島市	今津町北生見	
高島 49	高島市	今津町角川	
高島 50	高島市	今津町保坂	
高島 51	高島市	今津町途中谷	
高島 52	高島市	今津町椋川	

No.	市名	町丁大字名	備考
高島 53	高島市	今津町杉山	
高島 54	高島市	今津町天増川	
高島 55	高島市	今津町追分	
高島 56	高島市	今津町狭山	
高島 57	高島市	朽木市場	
高島 58	高島市	朽木野尻	
高島 59	高島市	朽木荒川	
高島 60	高島市	朽木麻生の一部	UPZ に地域コミュニティなし（注）
高島 61	高島市	朽木大野	
高島 62	高島市	朽木古川	
高島 63	高島市	朽木岩瀬	
高島 64	高島市	朽木柏	
高島 65	高島市	朽木宮前坊	
高島 66	高島市	安曇川町下古賀	
高島 67	高島市	安曇川町上古賀	
高島 68	高島市	安曇川町長尾	
高島 69	高島市	安曇川町中野	
高島 70	高島市	安曇川町南古賀の一部	UPZ に地域コミュニティなし（注）
高島 71	高島市	安曇川町田中の一部	泰山寺区自治会のみ
高島 72	高島市	武曽横山の一部	UPZ に地域コミュニティなし（注）
高島 73	高島市	新旭町安井川の一部	川原市区自治会を除く
高島 74	高島市	新旭町北畑	
高島 75	高島市	新旭町藁園	
高島 76	高島市	新旭町饗庭	
高島 77	高島市	新旭町熊野本	
高島 78	高島市	新旭町旭	
高島 79	高島市	新旭町針江	
高島 80	高島市	新旭町深溝	

注：地域コミュニティとは、高島市にて「自治会」、「区」等の名称を持つ行政区の意。

表 3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について
(大飯発電所 3、4 号炉)

No.	市名	町丁大字名	備考
高島 1	高島市	今津町角川	
高島 2	高島市	今津町保坂	
高島 3	高島市	今津町途中谷	
高島 4	高島市	今津町椋川	
高島 5	高島市	今津町杉山	
高島 6	高島市	今津町天増川	
高島 7	高島市	今津町狭山	
高島 8	高島市	朽木荒川の一部	UPZ に地域コミュニティなし (注)
高島 9	高島市	朽木麻生	
高島 10	高島市	朽木地子原	
高島 11	高島市	朽木雲洞谷	
高島 12	高島市	朽木能家	
高島 13	高島市	朽木小入谷	
高島 14	高島市	朽木生杉	
高島 15	高島市	朽木中牧	
高島 16	高島市	朽木古屋	
高島 17	高島市	朽木桑原	
高島 18	高島市	朽木平良の一部	UPZ に地域コミュニティなし (注)
高島 19	高島市	朽木古川の一部	UPZ に地域コミュニティなし (注)
高島 20	高島市	安曇川町上古賀の一部	UPZ に地域コミュニティなし (注)

注：地域コミュニティとは、高島市にて「自治会」、「区」等の名称を持つ行政区の意。

表 4 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について
(高浜発電所)

No.	市名	町丁大字名	備考
高島 1	高島市	朽木小入谷の一部	UPZ に地域コミュニティなし (注)
高島 2	高島市	朽木生杉の一部	UPZ に地域コミュニティなし (注)

注：地域コミュニティとは、高島市にて「自治会」、「区」等の名称を持つ行政区の意。

(別添2)

各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

※原子力災害対策指針（令和7年10月3日）に示される各発電所の該当EALは以下のとおり
（一部記載を簡略化しています。）

美浜発電所	1号機	9. 原子炉の運転等のための施設
	2号機	9. 原子炉の運転等のための施設
	3号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
大飯発電所	1号機	9. 原子炉の運転等のための施設
	2号機	9. 原子炉の運転等のための施設
	3号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	4号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
高浜発電所	1号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	2号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	3号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	4号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
敦賀発電所	1号機	9. 原子炉の運転等のための施設
	2号機	5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの
もんじゅ		9. 原子炉の運転等のための施設
ふげん		9. 原子炉の運転等のための施設

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉
 規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体
 が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

9. 原子炉の運転等のための施設（1. から 8. までに掲げるものを除く。）

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。U P Z のみが設定される場合は、U P Z 内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

用 語 集

用語	説明
あ	
安全規制担当省庁	安全規制を担当する省庁を安全規制担当省庁という。原子力施設に係わる安全規制担当省庁は施設の種類ごとに次のようになっている。 ① 実用発電炉、研究開発段階炉、核燃料施設（製錬、加工、再処理、廃棄施設）、試験研究炉、核原料・核燃料使用施設に係わるものは原子力規制委員会が担当する。 ② 実用船用原子炉については、国土交通省が担当する。 ③ 核燃料物質の工場または事業所の外における輸送の安全規制については原子力規制委員会、国土交通省および都道府県公安委員会により実施される。
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所などの事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起す。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。
EAL (緊急時活動レベル: Emergency Action Level)	EAL (Emergency Action Level) とは、原子力発電所において、事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態をいう。 EALレベルについては、各原子力発電所で発生し得る異常や事故を分類、整理し緊急事態区分ごとの判断基準として、事業者が具体的に定める必要があるとされ、プラント（原子炉や使用済燃料プール等）の状態（各種パラメータ）の変化、深層防護を構成する各種設備の状態、放射性物質の閉じこめ機能の状態、外的事象の発生に着目して設定することとしている。
OIL (運用上の介入レベル: Operational Intervention Level)	OIL (Operational Intervention Level) とは、防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などから求めたレベルをいう。 OILは、事故の態様、放出放射性核種の別、気象条件、被ばくの経路（外部、吸入、摂取）等を仮定して、包括的判断基準（個々の防護措置の実施によって予想される線量または既に受けてしまった線量によって表される判断基準）に相当する計測可能な値として導き出される。 OILとしては、空間線量率、表面汚染密度、空气中放射性物質濃度など様々な値が考えられる。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばくおよび放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。屋内退避は、通常的生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建家の有する遮へい効果および気密性などを考慮すれば防護対策上有効な方法である。特に予測線量が大きくない場合には、住民の動揺、混乱などをもたらすおそれの高い避難措置よりも優先して考えるべきものである。
オフサイトセンター (緊急事態応急対策 等拠点施設)	オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）は、原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や都道府県および市町村の災害対策本部などが、原子力災害合同対策協議会を組織し情報を共有しながら、連携のとれた応急対策を講じていくための拠点であり、現在全国で原子力施設周辺の23ヵ所が指定されている。 事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかの班が、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各班がとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。

か	
外部被ばく	人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。 外部被ばくの例として、レントゲン撮影のときX線を受けることがあげられる。また、地球上の生物は宇宙線や、大地からの放射線により日常的に外部被ばくをしている。原子力施設からの外部被ばくに係る主な放射線は、ベータ線、ガンマ線および中性子線である。
過酷事故	設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。
環境放射線モニタリング	原子力施設周辺の環境において、放射線や土壌、食物、水などに含まれている放射性物質を測定評価すること。
空間線量率 (空気吸収線量率)	目標とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。放射線の量を物質が放射線から受けたエネルギー量で測定する場合、線量率の単位はGy/h (グレイ/時) で表す。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的にnGy/h (ナノグレイ/時) およびμSv/h (マイクロシーベルト/時) である。
グレイ (Gy)	グレイは、放射線のある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。1グレイは、放射線を受けた物体1キログラムあたり1ジュールのエネルギーを吸収したことに相当する。この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので、放射線が物質(人体を含む)に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。
原子力災害合同対策協議会	原災法第23条に基づき、原子力緊急事態宣言があったときに、国の原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部および市町村災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を組織する。 原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部ならびに指定公共機関および事業者などで構成する。
原子力災害対策特別措置法	平成11年(1999年)9月30日に起きたJCO臨界事故の教訓などから、原子力災害対策の抜本的強化を図るために平成11年(1999年)12月17日に制定され、平成12年(2000年)6月16日に施行された法律であり、臨界事故の教訓を踏まえ、以下のことの明確化を図っている。 1 迅速な初期動作の確保 2 国と地方公共団体の有機的な連携の確保 3 国の緊急時対応体制の強化 4 原子力事業者の責務 また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出および原子力災害対策本部の設置ならびに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法などの足りない部分を補い、原子力災害に対する対策の強化を図り原子力災害から国民の生命、身体および財産を保護する。 この法律は東北地方太平洋沖地震(平成23年(2011年)3月11日)に伴う福島第一原発事故の教訓から、原子力規制委員会による見直しを経て平成24年(2012年)9月19日に改正された。
原子力防災管理者	原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者である。原子力災害対策特別措置法第9条では、原子力事業者は、事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務づけている。原子力防災管理者は、特定事象の発生を覚知した場合、直ちに主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長および関係隣接都道府県知事に、その旨を通報しなければならない。また、事業所外運搬の場合は、主務大臣、発生場所を管轄する知事および市町村長に通報しなければならない。また、原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などの職務がある。

原子力防災専門官	原子力防災専門官は原子力災害対策特別措置法第 30 条の規定により、国の緊急時防災体制の中核的存在として、原子力規制庁の職員が、同庁が指定した原子力事業所の所在するオフサイトセンターに常駐し、原子力事業所に係る業務を担当する。平常時業務においては、原子力事業者の防災業務計画の策定および原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線測定設備および予測機器などの保守管理、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。緊急事態発生時には、情報収集と国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時において、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという非常に重要な役目を担っている。
さ	
災害対策基本法	昭和 36 年（1961 年）に制定された法律で、伊勢湾台風の災害を教訓として防災関係法令の一元化を図るために作られた。法制定の目的は、国土と国民の生命、財産を災害から守ることで、そのため国、地方公共団体およびその他の公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めることを求めている。災害は暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、または大規模な火災、爆発およびこれらに類する政令で定める原因による被害とされている。この政令で定める原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」があげられている。
シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」がある。
実効線量	放射線による身体への影響、すなわちがんや遺伝的影響の起こりやすさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量を実効線量という。実効線量を表す方法として、ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。 $\text{実効線量 (Sv)} = \sum (\text{等価線量 (Sv)} \times \text{組織荷重係数})$
cpm (シーピーエム:カウント・パー・ミニット)	表面汚染を測定する GM 管式サーベイメータは、c p m（シーピーエム:カウント・パー・ミニット）という単位で放射線の数計測しており、c p m は 1 分間に計測された放射線の数を表示します。
重大事故	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 4 条によると、炉心の著しい損傷および核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体または使用済燃料の著しい損傷をいう。
線量	吸収線量、実効線量などの総称。
た	
等価線量	等価線量は、人の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したものである。単位は、シーベルト（Sv）である。等価線量は、次式のように吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。 $\text{等価線量 (Sv)} = \text{吸収線量 (Gy)} \times \text{放射線荷重係数}$
特定事象	特定事象とは、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に規定する次の基準または施設の異常事象のことをいう。 ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、$50 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量か $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から 1 m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 ・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態

	・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること 等
な	
内部被ばく	人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。放射性物質を体内に取込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物などの吸入摂取、経口摂取、経皮摂取がある。
は	
PAZ（予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone）	重篤な確定的影響を回避または最小化するため緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は施設の状況の判断の下に放射性物質の放出前に、または放出直後に実施されることとなる。IAEAの国際基準において、PAZは3～5km（5kmが推奨）としていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「おおむね5km」とする。
被ばく経路	原子力施設から放出される放射性物質が直接または間接的に人の放射線被ばくをもたらす経路を被ばく経路という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線またはベータ線により外部被ばくをもたらす、また、放射性物質を含む空気の吸入、汚染した農作物などの摂取により内部被ばくをもたらす。大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期の段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲んだり、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。
ベクレル（Bq）	放射能の能力を表す単位のこと。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ。
放射性物質	放射線を出す性質（能力）を放射能といい、放射能をもっている原子（放射線核種という）を含む物質を一般的に放射性物質という。
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を放射性プルームという。
放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで加工器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
放射能	原子核が別の原子核に壊れて変化し、アルファ線、ベータ線またはガンマ線などの放射線を出す性質を放射能という。放射能をもっている物質を放射性物質といい、その量をベクレル（Bq）で表す。
や	
UPZ（緊急防護措置を準備する区域：Urgent Protective action Planning Zone）	UPZ（Urgent Protective action Planning Zone）とは、国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域をいう。実用原子力発電所の場合、この区域の範囲のめやすは「原子力施設からおおむね30km」とされる。 原子力災害対策指針によると原子力災害対策重点区域の範囲としてPAZとUPZが掲げられているが、滋賀県にはPAZが無いため、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲についてもUPZと略する。
予測線量	予測線量とは、放射性物質または放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受ける予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。緊急時における予測線量の推定を行うに当たっては、予測線量分布図などを有効に利用しつつ、空間放射線量率の実測結果と併せて総合的に判断することが望ましい。

参考文献

- ・財団法人原子力安全技術センター「原子力防災基礎用語集」2004年、一部（EAL,OILおよびUPZ）は2013年版。
- ・一般財団法人高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典ATOMICA」<http://www.rist.or.jp/atomica/>
- ・原子力施設等防災対策専門部会 防災指針検討ワーキンググループ「防護対策の実施に係る判断基準に関する考え方（中間取りまとめに盛り込むべき事項）（案）」平成24年1月

平成13年3月	作成
平成14年2月	修正
平成15年9月	修正
平成16年6月	修正
平成17年5月	修正
平成18年2月	修正
平成18年9月	修正
平成19年5月	修正
平成21年2月	修正
平成21年12月	修正
平成23年3月	修正
平成24年3月	修正
平成25年3月	修正
平成26年3月	修正
平成27年3月	修正
平成28年3月	修正
平成29年3月	修正
平成30年3月	修正
平成31年3月	修正
令和2年3月	修正
令和3年3月	修正
令和4年3月	修正
令和5年3月	修正
令和7年1月	修正
令和8年1月	修正

滋賀県地域防災計画
(原子力災害対策編)



編集発行 滋賀県防災会議
(滋賀県知事公室防災危機管理局)
